

こころのひとりぼっちをなくそう



左京区地域福祉活動計画 第Ⅳ期

— 2020(令和2)年度～2024(令和6)年度 —

【基本理念】

あなたと私を大切にし、人と人との“つながり”を
地域に広げるまちづくりを推進します。

社会福祉法人 京都市左京区社会福祉協議会

「左京区地域福祉活動計画 第Ⅳ期

－こころのひとりぼっちをなくそう－」の発刊にあたって

社会福祉法人 京都市左京区社会福祉協議会

会長 山田 榮一

社会福祉法人京都市左京区社会福祉協議会は、平成6年10月に社会福祉法人として誕生し、令和元年に25年を迎えました。左京区の福祉のまちづくりに熱意をもって携わっていただいた皆様、また、地域福祉の推進にご賛同・ご参画いただいた区民の皆様に、あらためてお礼を申し上げます。

さて、この度、一年の歳月をかけて取り組んでまいりました『左京区地域福祉活動計画 第Ⅳ期 －こころのひとりぼっちをなくそう－』が発刊の運びとなりました。第Ⅳ期計画の策定にあたっては、目まぐるしく変わる福祉の制度施策や情勢、頻発する災害やそれらへの対応等を経験しながら、左京区の福祉課題に寄り添った計画になるよう努めてまいりました。

左京区社会福祉協議会では平成15年に第Ⅰ期の左京区地域福祉活動計画を策定して以来16年、「こころのひとりぼっちをなくそう」を合言葉に、住民主体の地域福祉の推進を図ることを目的としたさまざまな事業に取り組んできました。

第Ⅳ期計画は、第Ⅰ期計画から区民の皆様が培ってこられた住民主体の地域福祉活動を基盤に、さらに区民の皆様一人ひとりが主人公の福祉のまちづくりを推進できるよう、地域(学区)の特性や状況に対応できる目標を設定させていただきました。

本計画が、社会福祉協議会だけではなく、左京区の福祉に携わる全ての方々の今後の活動の指針として大いに活用されることを祈念いたしまして、発刊にあたってのごあいさつとさせていただきます。

最後になりましたが、本計画の根幹である地域福祉を取り巻く情勢や諸課題を詳細に分析いただき、ご執筆いただくとともに、策定作業の過程全般において貴重なご助言をいただきました本計画策定・推進委員会副委員長の金澤誠一 佛教大学 名誉教授に心から感謝申し上げます。

「左京区地域福祉活動計画 第Ⅳ期

－こころのひとりぼっちをなくそう－」の策定にあたって

左京区地域福祉活動計画策定・推進委員会

委員長 岸野 亮 淳

左京区地域福祉活動計画 第Ⅰ期の策定から早くも3期を経て16年が経過しました。今年度から第Ⅳ期になりますが、今回の第Ⅳ期も策定当初から掲げた地域福祉のスローガン「こころのひとりぼっちをなくそう」は活動の基本目標とさせていただきました。

今回の第Ⅳ期計画スタートについては、前回の第Ⅲ期計画期間の終了から2年のブランクがありました。これは日本の福祉を取り巻く状況がこれまでにないスピードで変化し、追い詰められ、新しいまちづくりのための施策、計画に安定した見通しがなかなか出せない状況下にあったからだと思います。しかし、私どもは、だからと言って手を拱いていることはできません。私たちはこの種の計画がより中身のしっかりしたものでなければならない、と覚悟して第Ⅳ期計画策定に向け、議論を重ねてきました。

第Ⅳ期計画の策定作業を行った1年間、本計画策定・推進委員会の委員をはじめ、学区社協会長のみなさまや、地域の最前線で活動を展開しておられる学区社協等の実務者の方々、ボランティアの方々には、学区社協会長会議、ブロック別実務者合同拡大会議、学区社協活動交流会など、さまざまな会議の場でご議論をいただきました。とくに今回、佛教大学の金澤誠一先生には専門家として計画の基本部分で私どもを指導・けん引をしてくださいました。あらためて感謝申し上げます。また事務局もよくがんばってくれました。

今回の策定の議論の中で大切にしてきたのは、「これからの地域福祉は、これまで取り組んできた活動の蓄積を基盤に進めていく」こと、「区域として、一定の方向性は示しながら、それぞれの地域の実態に即した計画である」ことでした。おかげをもちまして、地域の特性が反映できる計画になったのではないかと考えております。

今回の地域福祉活動計画は、まさに左京区の地域福祉に携わるみなさんとともに作り上げた計画です。この間の策定のプロセスを大事にしながら、この計画にもとづいた活動を行っていくことが大切です。

この計画の展開を通して、左京区のすべての住民のみなさまが、安心して暮らすことのできるまちづくりを推進していきたいと考えております。みなさま方のこれまで以上の地域福祉活動に対するご支援・ご協力をあらためてお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

左京区地域福祉活動計画 第Ⅳ期

2020(令和2)年度～2024(令和6)年度

— ころのひとりぼっちをなくそう —

目次

序章	地域福祉を取り巻く情勢の変化	1
第1章	計画の概要	
第1節	計画策定にあたって	15
第2節	計画策定までのあゆみ	15
第2章	第Ⅲ期計画の総括、評価・分析	
第1節	基本理念 「あなたと私を大切にし、人と人の“つながり”を 地域に広げるまちづくりを推進します」の総括	19
第2節	重点課題ごとの評価・分析	20
第3章	左京区における地域福祉の現状と課題	
第1節	左京区の概況	26
第2節	第Ⅳ期計画期間における福祉の諸課題	31
第4章	基本理念・重点課題・活動目標	
第1節	基本理念	40
第2節	重点課題	41
第3節	活動目標	42
第4節	左京区地域福祉活動計画 第Ⅳ期	43
関連資料		
■	左京区地域福祉活動計画 第Ⅳ期(学区用)	46
■	活動計画第Ⅳ期策定・推進委員会委員	49

序章 地域福祉を取り巻く情勢の変化

佛教大学 名誉教授

左京区地域福祉活動計画策定・推進委員会

副委員長 金澤 誠一

はじめに —「税と社会保障の一体改革」—

21世紀に入ると、「税と社会保障の一体改革」を巡る社会保障制度「改革」が進むことになる。これまでの経緯をみると以下ようになる。①2012年8月10日「社会保障制度改革推進法」(「税と社会保障一体改革関連法」3党合意)として始まる。②2013年8月5日には「社会保障制度改革国民会議報告書」が公表され、その基本的考え方が示されている。さらに③2013年12月5日「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(プログラム法)」が成立し、その実現に向けたプログラムが示されることになる。その後、このプログラム法に基づき、④2015年5月「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険等の一部を改正する法律」(「医療保険制度改革法」)成立、⑤2016年12月「年金改革法」成立、⑥2017年6月「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」成立と、次々と社会保障制度の「改革」が進められる。

I 自助・自立のための環境整備＝住民相互の助け合い・互助の整備

「プログラム法」では、第2条で「個人がその自助努力を喚起される仕組み及び個人が多様なサービスを選択することができる仕組みの導入その他の高齢者も若者も、健康で年齢などにかかわらず働くことができ、持てる力を最大限に発揮して生きることができる環境の整備等(「自助・自立のための環境整備等」)に努めるものとする」とし、続けて「政府は、住民相互の助け合いの重要性を認識し、自助・自立のための環境整備等を図るものとする」としている。このように、「自助・自立のための環境整備等」を社会保障制度改革の第1に位置づけている点に特徴がある。そのために政府は「住民相互の助け合いの重要性」を認識して整備を進めるとしている。改革の真っ先に、自助・自立をもち出し、それを実現するための環境整備として住民相互のいわゆる「互助」を持ってきている点に、これまでの社会保障の考え方とは異なった特徴を示している。

1 「新しいコミュニティの再生」

「国民会議報告書」では、「1970年代モデル」の特徴として、経済成長と低失業率、正規雇用・終身雇用の男性労働者の夫と専業主婦の妻と子ども「核家族」がモデル、「現役世代は雇用、高齢者世代は社会保障」という生活保障モデル、高齢化率も低い、年金・医療・介護を中心とした社会保障を指摘している。それに対し「21世紀日本モデル」の特徴は、少子高齢化、2025年

「団塊の世代」の全てが75歳以上になり「超高齢社会」、生産年齢人口の減少、核家族化の進行、高齢世帯の増大、夫婦共働きの増大、家族や親族の支え合いの機能の希薄化、地域の支え合いの機能も低下、日本型雇用システムの変化、経済のグローバル化、低成長の長期化に対応するための非正規雇用労働者の増加、年金・医療・介護を前提として、現役世代の「雇用」「子育て支援」「低所得者・格差の問題」「住まい」の問題なども社会保障の課題となると指摘している。それを「全世代型社会保障」と呼んでいる。

これらの時代認識と今日の課題の指摘にそれほどの違和感を持つ人は少ないと思うが、問題はその課題を実現するための方法・手段である。その方法は、「限られた財源を有効に活用するとともに、QOLの向上という観点から」「地域の中で、その人らしい生活を続けられるよう、それぞれの地域の特性に応じて、……まちづくりとして」進めていくというものである。限られた財源のもとで、この「まちづくり・地域づくり」を「新しいコミュニティの再生」＝「成熟社会の構築」として位置づけている。それは、地域の中での「自助・互助」を進めることを意味しているとみられる。

2 地域づくりとしての医療・介護・福祉・子育て — 「地域包括ケアシステム」の構築

その「地域づくり」とはどのようなものであろうか。それを「地域包括ケアシステム」の構築としている。それは、住みなれた地域の中で患者・高齢者などの生活を支える医療・介護サービス、住宅、移動、食事、見守り—生活全般の支援であるとし、その担い手は、地域内の住民主体であり、住民が担うサービスやボランティア活動を資源とするとしている。そして、家族・親族・地域の人々との間のインフォーマルな助け合い「互助」の重要性を確認している。そして、再度、「新しいコミュニティの再生」を「21世紀型のコミュニティの再生」と言い換えている。

宮本太郎氏は、「1970年モデル」から「21世紀のモデル」への変化についてはほぼ同じ問題意識をもってしているとみられるが、しかし、決定的なところでの違いが存在する。宮本氏は「人々が支え合いに加わる力そのものが損なわれて、共生それ自体が困難になっている。こうした現実に分け入ることなく、規範として共生を掲げ続けるならば、それは現実を覆い隠すばかりか、困難になった支え合いに責任をまる投げしてしまうことにもなりかねない。」(宮本太郎『共生保障<支え合い>の戦略』岩波新書、2017年、iv頁)と指摘している。宮本氏のこの指摘は大変重要である。まず、事実認識として、人々が支え合う力が損なわれているということが指摘されているが、それは地域コミュニティそのものが弱まっていることを意味している。それは、「社会的孤立」や「孤独死」といった典型的な社会問題に見られるように「家族や親族の支え合いの機能が希薄化」し、また、町内会や自治会への加入率が低下している現実にもみられるように、「地域の支え合いの機能も低下」し地域コミュニティは弱体化しているのである。そうした事実を一方で認めながら、「規範として」地域コミュニティの再生を掲げるとすれば、困難になっている地域内の「互助」に責任を丸投げすることになるのである。

3 「地域包括ケアシステム」の構築に向けた「総合事業」の見直し

まず第1に、在宅医療・在宅介護の提供に必要な関係者の連携の強化を挙げている。「地域包括ケアシステム」は医療制度においても重要なものとされていたが、さらに医療と介護の連携によって実現されるものであるとしている。第2に、その担い手として「多様な主体」とし、それらによる創意工夫を生かした高齢者の自立した日常生活の支援・介護予防に関する基盤整備をすとしている。ここでいう「多様な主体」とは、自治会やボランティア組織、NPO法人、民間事業者など地域の「互助」を念頭においているといえるが、これまでも検討してきたように、地域コミュニティが弱まり、そうした多様な担い手がどれだけ存在しているのかが疑問視され、地域への丸投げとなる可能性が高いのである。

他方、「要支援者への支援の見直し」として、平成29年度までに、要支援者(要支援1、2)に対する保険外しを実施し、訪問介護と通所介護は、市町村事業が行う介護予防・日常生活に関する「総合事業」へ移行することになった。この見直しに典型的に現れているといえるが、「要支援者」を介護保険から外し「公助」を後退させ、その代わりに「自助」と「互助」を強めているのである。

また、特別養護老人ホームの入所要件として、平成29年度から、原則「要介護3」以上とすることにより、これまで認められてきた「要介護1」や「要介護2」の高齢者が入所から外されることになる。行き場を失った高齢者は在宅で老老介護ということになるのであろうか。それとも有料老人ホームあるいは民間高齢者住宅(家賃、共益費、食費、生活費に加え、外付けの訪問看護・介護の利用料が必要、月13~15万円の自己負担)の利用ということになるのであろうか。そうした自己負担ができない高齢者はどこへ行けば良いのであろうか。政府は特別養護老人ホームの建設を抑制し、これら高齢者住宅の建設を促進している。

その実態が、毎日新聞では「介護保険制度の訪問・通所介護で、介護の必要が最も軽い要支援1、2(軽度者)に対し、市町村が実施する新方式の利用率が、政令市など主要140自治体で約1割にとどまることが毎日新聞の全国調査で明らかになった」(毎日新聞2018年6月21日朝刊)と報道している。この約1割という低い利用率の理由として、「報酬が低いため事業者参入が乏しく、人材育成も進まず、体制が未整備」と指摘している。もう少し詳しくその間の事情をみると、低報酬介護として働く職員の資格要件が緩和され、16時間の簡単な研修(正規の資格は130時間以上必要)を終えると地域の未経験者でも雇えるようにしている。賃金が安く低報酬でも採算が合う計算だが、実際には低賃金で働く未経験な地域住民は集まらないのである。賃金を上げないと人材は集まらないのであり、未経験者に簡単な研修で介護の質が保証されるかも疑問である。この新方式は成功しているとは言い難いことになる。さらに「より重度の要介護1、2まで低報酬訪問・通所介護に含めるといった財務省案に、自治体から「無理だ」と批判が出ている」(前掲毎日新聞)と危惧を示している。

これは、「総合事業」の中の事業者指定の「訪問型・通所型サービスA(緩和した規準によるサービス)」に類型化されているものについてであるが、他方、地域のボランティアによって担うことが期待されている「訪問型・通所型サービスB(住民主体による支援)」や住民主体の「通い

の場」と位置づけられている「一般介護予防事業」については、その全国的な実態が把握されていない。おそらくは地域によってまちまちであり、ボランティアの確保も難しいのが実態ではなからうかと推測される。このような状態では、身体介護や生活支援を必要としている人々に、あるいは介護予防として孤立や孤独に陥っている人たちに、十分にサービスが行き届けられるのか心配されるところである。

以下では、まず、市町村の裁量に委ねられた京都市の「総合事業」について、実際にどのように運営されているのかを検討している。次に、「総合事業」に関する厚労省の最近の動向を検討しながら、その「総合事業」、その中でも特に「一般介護予防事業」についての課題をいくつか指摘している。

Ⅱ 京都市の「総合事業」について

2018年(平成29年)4月から実施された「総合事業」は、市町村の裁量によって実施されるものである。従って、そのやり方は市町村によって異なることになる。京都市の「総合事業」について簡単に整理すると以下の通りである。

「総合事業」は、大きく分けて次の2つから構成されている。一つは、「要支援1、2」の高齢者や、「基本チェックリスト」によって規準に該当し届け出をされたいいわゆる「事業対象者」が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、もう一つは、概ね65歳以上のすべての高齢者(「要支援1、2」と「事業対象者」を含めた全ての概ね65歳以上の高齢者)を対象とした「一般介護予防事業」である。したがって、従来、地域で住民が自主的に運営してきた自立した高齢者を主に対象としてきた「従来型ボランティア活動」は、「総合事業」には含まれないことになる。しかし、実際には「一般介護予防支援事業」にも含まれず、だからといって「従来型ボランティア活動」とも言えない「地域支え合い中間型事業」が存在している。ここでは、「訪問型サービス・ボランティア事業」と「通所型サービス・ボランティア事業」とに分け、更にそれぞれを「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防支援事業」と「地域支え合い中間型事業」に分類している。

1 訪問型サービス・ボランティア事業の類型

この類型の中には、京都市の「総合事業」としては「介護予防・生活支援サービス事業」はあるが「一般介護予防事業」が存在しない。また、「介護予防・生活支援サービス事業」の中に分類されているのは、従来の専門職の職員配置基準の身体介護を含んだ「介護型ヘルプサービス」と「訪問型サービスA(緩和した基準)」であり、更に「訪問型サービスA(緩和した規準)」は2つに分類され、一つは専門職の職員配置が緩和された「生活支援ヘルプサービス事業」と、もう一つは専門職員以外の従業員養成研修修了者で事業所に登録された方によってサービスが提供される「支え合い型ヘルプサービス事業」に分けられている。「訪問型サービスB(住民主体による)」に該当する事業は、京都市では実施されていない。また、訪問型の「一般介護予防事業」も京都市では存在しない。その代わりに筆者が分類した「地域支え合い中間型事業」として「地域支え合いボランティア活動」事業が実施されている。

介護予防・生活支援サービス事業

(1) 専門職による「訪問型サービス」

「介護型ヘルプサービス」

これは「従来の介護予防サービスと同等」のものと位置づけられている。それは、「身体介護」を含むサービスを必要としている場合に限られている。

「生活支援型ヘルプサービス」

これは、「緩和された基準」によるサービスと位置づけられている。これは、身体介護を必要としない「生活支援」サービスが必要な場合としている。ただし、それは以下のように例示している場合で、かなり特別な場合であるという印象が強い。

例

- ①「退院直後で状態が変化」しやすい、自立支援に向けた専門的サービスが必要
- ②「医師に指示された食事形態に配慮」した調理等が必要
- ③「認知機能の低下や精神・知的障害に配慮」により日常生活に支障があるような症状や行動を伴う方
- ④「社会と断絶している方」などの専門的支援が必要
- ⑤「不適切な介護状態にある」方
- ⑥「専門的視点による生活支援を行うことで、自立性を高められる」方

※①～⑥は例であり、これらに限るものではありません。

出所：京都市総合事業・事業者説明会(H.29 2.20～21実施)「説明資料」より

(2) 専門職以外の「訪問型サービス」 — 「支え合い型ヘルプサービス」 —

これは、上記の「生活支援型サービス」の対象者の目安に該当しないケースで、生活支援サービスが必要と認められる場合に受けられる。この場合の特徴は、その従事者が「京都市支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修(8時間)」を修了した人である。「緩和された規準」による事業の典型といえる、わずか8時間の研修を終了した人が従事者として働くことを想定している。

京都市が、「総合事業」に移行する前に実施した「要支援者ニーズ調査結果」(平成26年12月実施)が公表されている。この調査は、「要支援者ニーズ」を「専門職によるサービス提供」と「非専門職でサービスでも提供可」のものに分けて分析している点に特徴がある。その結果は、「専門職によるサービス提供」が54.6%、「非専門的サービスでも提供可」が45.6%と、ほぼ半々となっている。この調査だけを見れば、「要支援者」のうち「非専門職サービスでも提供可」が半数であり、その中で「身体介護なし」だけを見ても38.1%を占めている。つまり、少なくとも4割近い「要支援者」が非専門職による「支え合い型ヘルプサービス」の対象となると想定されていたとみられる。

地域支え合い中間型事業

(1) 「地域支え合いボランティア活動」

これまで見てきた訪問サービス事業は、「要支援1、2」と認定された高齢者や「基本チェックリスト」によって基準に該当し、届け出をされた高齢者が対象者(「事業対象者」)となるが、この「地域支え合いボランティア活動」は、それ以外の一般の高齢者を対象としているものと説明されている。これは、厳密には「総合事業」の中に含まれている「一般介護予防事業」には分類されていない。しかし、「京都市介護予防・日常生活支援総合事業(略称:総合事業)」(京都市、平成29年4月)の中では、「地域における支え合いを支援」という項目の中に含まれている。京都市が平成29年4月(「京都市地域支え合いボランティア活動助成事業実施要綱」)から行う、地域における支え合いを支援する助成事業と位置づけられている。

その内容は、「65歳以上の方が3名以上いる団体・グループで実施する、京都市の居宅高齢者を対象とした家庭訪問による生活支援を行う活動」として、その例として「電球交換、草むしり、草木の水やり、大掃除、模様替え」が挙げられている。

2 通所型サービス・ボランティア事業の類型

この類型の中には、京都市の「総合事業」としては「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」が存在する。また、「介護予防・生活支援サービス事業」の中に分類されているのは、従来の専門職の職員配置基準の身体介護を含んだ「介護予防型デイサービス」と従来の二次予防事業の発展した事業として専門職によって「短期集中運動型デイサービス」が実施されている。もう一つ専門職の職員配置基準が緩和された「短時間型デイサービス」がある。「通所型サービスB(住民主体による)」に該当する事業は、京都市では実施されていない。他方、通所型の「一般介護予防事業」として「健康長寿サロン」事業が位置づけられている。なお、筆者が分類した「地域支え合い中間型事業」には「健康すこやか学級」などが含まれると思われる。

介護予防・生活支援サービス事業

(1)「介護予防型デイサービス」

これは、従来の介護予防通所介護の人員基準による職員配置で実施されるものと説明されている。その内容は、機能訓練や送迎の他、必要に応じて昼食、入浴などが提供される。1回の利用時間は、原則3時間以上のサービスとしている。

(2)「短時間型デイサービス」

これは、従来の介護予防通所介護の人員基準などが「緩和された職員配置」で実施されるものと説明されている。その内容は、機能訓練の他、必要に応じて食事や入浴、送迎などを選択して受けることができる。1回の利用時間は、1時間以上3時間未満の短時間となっている。

(3)「短期集中運動型デイサービス」

これは、従来の二次予防事業(通所型介護予防事業)を発展させた事業と説明されている。週2～3回、理学療法士などの専門職が運動指導を行うことで、要支援者の身体機能の向上とセルフケアの習慣づくりを支援するものである。原則3ヶ月の利用で、1回の利用時間は1時間から1時間半を想定している。対象者の目安として次のような例を挙げている。

例

- ①入院中の過度な安静などによる廃用症候群があり、短期集中的な運動指導で身体機能の改善・維持が見込まれる方
- ②膝・腰の痛みがあり(発症3ヶ月以内の急性のものは除く)、筋力向上により改善が見込まれる方
- ③過去1年間に転倒経験がある方や転倒の恐怖により活動制限を感じている方で、筋力向上により転倒の防止が図れる方

- ④訪問によるアセスメント及び指導を行うことにより、在宅環境に配慮した運動指導が必要な方
- ⑤集中的な利用によりセルフケアの習慣づくりが可能であり、これにより身体機能の維持が可能な方

※①～⑤は例であり、これに限るものではない。

出所：京都市総合事業・事業者説明会(H.29 2.20～21実施)「説明資料」より

なお、(1)と(2)(3)は、「要支援1、2」と認定された高齢者や「基本チェックリスト」によって基準に該当し、届け出をされた高齢者が対象者(「事業対象者」)である。(1)と(2)は組み合わせでも利用が可能とされている。(3)は他の通所型サービスとの併用はできないとなっている。

一般介護予防事業

(1)「健康長寿サロン」

この「健康長寿サロン」事業は、「一般介護予防事業」と位置づけられている。これは、「総合事業」の一部ではあるが、「要支援1、2」と認定された高齢者や上記の「事業対象者」以外にも「自立した元気な高齢者」が主に介護予防のために利用するものといえる。先の「京都市介護予防・日常生活支援総合事業(通称：総合事業)」の中では、「地域の住民や団体が、地域の集会所や商店街の空き店舗などで、高齢者が自由に集い、高齢者同士、また高齢者と若者や子ども達との交流を図ることができる」と説明されている。また、「京都市健康長寿サロン設置等補助金交付要綱」(平成29年4月1日施行)の第1条(趣旨)には、「……高齢者が住み慣れた地域で健康でいきいきとして生活を送れることができるよう、地域の住民又は団体が主体となって設置し、運営する「通いの場」としての健康長寿サロン」とその趣旨を説明している。第3条(補助対象)として(1)「原則として月2回以上、1回当たり3時間以上実施されていること」としている。また、同条(2)では「京都市健康すこやか学級事業要綱に規定する健康すこやか学級その他の別に定めた事業でないこと」と従来の「健康すこやか学級」とは異なる事業であることが明記されている。

これは、それまで「居場所づくり」として京都市がモデル事業を実施していたが、それを平成29年4月からの新「総合事業」の実施に際し、新たに「健康長寿サロン」と置き換えたものと思われる。

地域支え合い中間型事業

(1)「健康すこやか学級」

この「健康すこやか学級」については、これまで京都市から京都市社会福祉協議会への委託事業として行われてきたものである。「京都市健康すこやか学級事業実施要綱」(平成27年度「事務事業評価票」作成者：京都市長寿福祉課長、この中に実施根拠としてこの「要綱」を挙げている。それ以外に今日、Web上ではこの「要綱」を入手できていない。この「事務事業評価票」に記載されている、目的、対象、活動について、「要綱」に基づいているものとして引用している。)では、その目的は「介護予防に資する活動により高齢者の要支援又は要介護状態への進行を予防し、また、高齢者の生きがいと社会参加を促進するとともに、社会的孤立感の解消及び自立生活の助長を図る。」としている。また、その対象については「概ね65歳以上で、要介護認定で自立高齢者及び同程度の者」と定めている。その活動内容については「学校の余裕教室等を利用し、1つの箇所につき概ね月1回2時間程度、地域のボランティアの協力を得て開催しており、筋力トレーニング等の介護予防に資する活動や、健康状態の確認、小学生との交流等のレクリエーション等のサービスを提供している。それらの取組により、高齢者の要介護状態への進行を予防するとともに、社会参加の促進や閉じこもりの防止を図り、いつまでも住み慣れた地域で生活できるよう支援する。」としている。

この健康すこやか学級事業は、先の「京都市総合事業、事業者説明会」(平成29年2月20～21日)の「説明資料」の「12 一般介護予防事業」の中では、<一般介護予防事業への再編イメージ>(「説明資料」168頁)として、先の「健康長寿サロン」と並んで「一般介護予防事業」の中に位置づけられている。しかし、その後の「京都市介護予防・日常生活支援総合事業(略称：総合事業)」(平成29年4月)では、その点が不明確で、「一般介護予防事業」の中に含まれていない。

Ⅲ 「一般介護予防事業」の概念と「介護予防」の概念

これまでも、平成29年4月から市町村の裁量で実施されることになった新しい「総合事業」の中で「介護予防・生活支援サービス事業」と並んで「一般介護予防事業」から構成される点には触れてきたが、その概念を明確にする必要がある。

「一般介護予防事業」というのは、厚労省の「地域支援事業実施要綱」(平成30年4月1日適用)によれば、その「目的」は「一般介護予防事業は、市町村の独自財源で行う事業や地域の互助、民間サービスとの役割分担を踏まえつつ、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者の通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域におけるリハビリテーションに関する専門的知見を有する者を生かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することにより、介護予防を推進するこ

とを目的として実施する(下線は筆者)。』と規定している。

また、その「対象者」については「一般介護予防事業は、当該市町村の第1号被保険者の全ての者及びその支援のための活動にかかわる者を対象に実施するが、住民主体の通いの場に65歳未満の住民が参加し、ともに介護予防に取り組むことを妨げるものではない(下線は筆者)。』と定めている。なお、「介護予防に資する住民主体の通いの場」への参加者数は、地域によって事情は異なるため一律に定めることは馴染めないとして、先行事例の取組では、「高齢者人口の概ね1割であったことを参考にされたい。」としている。

以上のことから分かることは、「一般介護予防事業」は、第1に「住民主体」の取組であること、第2にその取組を「通いの場」としていること、第3にそれに参加する住民は、概ね65歳以上の高齢者であり、その「高齢者の年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく」としていること、第4にその「通いの場」は継続的に拡大していく「地域づくり」として推進すること、第5にそれは「リハビリテーションに関する専門的知見を有する者を生かした自立支援に資する取組」とあるように、体操などを中心に想定していることが分かるが、ただし、「通いの場」の主な内容は、「体操」が51.4%と最も多いのであるが、「茶話会」が20.5%、「趣味活動」が17.5%、「認知症予防」が4.7%とその範囲は広い(厚労省「第6回一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会」令和元年10月「参考資料1」)、第6にそれは「介護予防」を推進するものであることを内容としている。

更に、厚労省の「一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会」では、令和元年9月4日の「一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会中間まとめ」が公表されているが、「第6回同検討会」の「参考資料1」:「地域支援事業の他の事業等との連携方策や効果的な実施方法、在り方について」では、「一般介護予防事業」における「介護予防」についてより詳しく次のように説明されている。すなわち「介護予防は、高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目指して行うものである(下戦線は筆者)。』としている。「介護予防」の概念は、単に要支援・要介護状態になることを予防するだけでなく、要介護状態等の軽減若しくは悪化を防止することを含め、かなり広く捉えていることが分かる。

先に見てきた京都市「総合事業」の中の「一般介護予防事業」として位置づけられている「健康長寿サロン」は、「京都市健康長寿サロン設置等補助金交付要綱」では、住民主体の「通いの場」として位置づけ、利用対象として「京都市内に居住する65歳以上の住民を対象としていること。ただし、同市内に居住する65歳未満の住民の利用を妨げるものではない。」と定めている。この利用対象者の規定はやや明確性に欠けている。より正確には、その利用対象は、「高齢者の年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく」利用できるものであり、自立、要支援、要介護など心身の状況如何によらず利用可能ということになる。その目的は、「介護予防」を図ることであるが、それは要支援・要介護状態になることを予防することだけでなく、要介護状態の軽減若しくは悪化を防止することにあるということになる。

他方、先に見た京都市の「健康すこやか学級」は、その実施要綱によると、その目的は「高齢者の要支援又は要介護状態への進行を予防し…社会的孤立感の解消及び自立生活の助長」としていること、そしてその対象者は「概ね65歳以上で、要介護認定で自立判定を受けた自立

高齢者及び同程度の者」と規定していることからみると、明らかに「一般介護予防事業」には該当しないということになる。

また、先に見た京都市の家庭訪問による生活支援を行う「京都市地域支え合いボランティア活動」は、「一般介護予防事業」とは区別して位置づけられていたが、「京都市地域支え合いボランティア活動助成事業実施要綱」(平成30年4月1日施行)に従って、なぜ「一般介護予防事業」に含めていないのかを見てみたい。同実施要綱によれば、その趣旨は、第1条で「この要綱は、高齢者の「ちょっとした困りごと」に対し、地域の高齢者等が担い手として支援するボランティア活動を増やすことで、活動する高齢者のいきがづくりや介護予防を図るとともに、高齢者の在宅生活の安心確保につなげるため…」と定めている。また、第2条では、利用対象者を「活動の対象として実施主体が定める者」としている。これによると、利用対象者が明確に規定されていないことになる。この事業は、現在、高齢者向けの「地域支え合い活動入門講座」によって、この事業の担い手を養成していると解釈される。この事業の今後の発展次第によって、ボランティア主体による「訪問型サービスB(住民主体による支援)」あるいは「一般介護予防事業」に位置づけられるように含みを持たせたものとも見られる。その場合には、「要支援1、2」や「事業対象者」も対象となる。

IV 課題

1 「一般介護予防事業」と位置づけられている「健康長寿サロン」の課題

第1に、上記でみてきた「介護予防」の概念が拡大していることに伴う課題である。これまで、住民主体で実施されてきたさまざまなボランティア活動は、自立している高齢者を対象に、要支援・要介護状態になることを予防することや孤立を防ぎ社会参加を促すことなどであったと思われる。ところが、「総合事業」の「一般介護予防事業」では、その対象者は「要支援1、2」や「事業対象者」を含んだ全ての高齢者ということになっている。その場合の事業の目的は「介護予防」としているが、それは自立した高齢者が要支援や要介護状態になることを予防することだけでなく、「要支援1、2」や「事業対象者」の高齢者が身体状態の軽減や悪化を防ぐことまで拡大することになる。

現在、京都市での「一般介護予防事業」として位置づけているのは「健康長寿サロン」事業だけである。少なくとも、この事業には、自立した元気な高齢者だけでなく、「要支援1、2」や「基本チェックリスト」で該当者と認定された「事業対象者」が利用可能と言うことになる。「要支援1、2」の高齢者には認知症の方が多く含まれているといわれているが、その担い手である地域住民のスタッフ・ボランティアが集まるのか。また、これまでのボランティアの概念が拡大することになり、それら福祉ニーズに対応するサービスの質が問われることになる。また、万一のリスクに対応する体制が整っているのかも課題として残されている。

2 「地域支え合いボランティア事業」の課題

第2の課題は、筆者が「地域支え合い中間型事業」と分類した「地域支え合いボランティア事業」に関することである。これは、京都市の「総合事業」の「一般介護予防事業」には現在含まれていない。しかしその利用対象者について、既に見たように実施要綱では「活動の対象者として実施主体が定める」とされている点である。自立者だけにするのか、要支援者を含めるのか、要介護者まで含めるのかが実施主体に任せていることになる。この事業はボランティア活動に対する支援事業であるが、ボランティア活動は、「実施要綱」によると、「利用活動に対する利用料の徴収を妨げないが、その単価が、活動者1人当たりかつ1時間当たり850円以下であること。」と規定しているように、有償ボランティアを可能とするということである。つまり、ボランティア団体・グループとはいえ、それは福祉事業者に近いといえるだろう。その対象者も自立者だけでなく要支援者や要介護者が含まれるとすれば、ますますその性格が強いことになる。その活動内容が「実施要綱」では「居宅高齢者の生活上の困りごと」としているが、「京都市介護予防・日常生活支援総合事業(略称:総合事業)」では、その例として「電球交換、草むしり、草木の水やり、大掃除、模様替え」を挙げている。この事業への参加を促進するために、「地域支え合い活動入門講座」を各区・支所単位で実施し、平成31年3月末の実績値として、この講座の修了者は累計で1,187人と報告(第1回「京都市高齢者施策推進協議会」令和元年6月11日、資料1)されている。その内、どのくらいが実際に団体・グループを作って、この「地域支え合いボランティア支援事業」に応募し採用されたかについては、報告が見当たらないが、ハードルが高いのではないかと推測される。この事業の活動状況の分析が必要であろう。

3 「健康すこやか学級」の課題

第3に、「健康すこやか学級」に関わる課題である。これも「総合事業」の「一般介護予防事業」には明確には含まれていないが、その利用対象者が、これまでの「実施要綱」では、概ね65歳以上の自立している高齢者としているのであるが、「総合事業」が実施(平成29年4月から)していくことによってどのようになるのか、必ずしも明らかではない。実際に、例えば、京都市の「総合事業の実施内容」(案)について、市民意見の募集を実施(募集期間:平成28年7月27日~9月2日)し、その「市民意見募集の結果」が公表されているが、その中に「健康すこやか学級」についての「御意見の要旨」が載せられ、それについての「京都市の考え方」が記載されている。「御意見の趣旨」は「各地域で健康すこやか学級を実施されているが、半数近くが、本来は対象外の介護認定を受けている人が来られており、自主的な取組が考えられていない。現在、実施している教室の運営や内容を把握し、指導するべきである。制度の変更期に、きちんとした運営ができるようにしていただきたい。」というものである。それに対し「京都市の考え方」は「健康すこやか学級は、介護予防に資する活動や健康状態の確認等のサービスを提供することにより、要支援、要介護状態への進行を予防するとともに、社会参加の促進や閉じこもりの防止を図り、長く住み慣れた地域で生活していただけるよう支援するものであり、総合事業への移行後も引き

続き実施して参ります。」と述べている。「総合事業」への移行後も従来の「健康すこやか学級」の運営・内容で継続的に実施していくことが述べられている。それに引き続き、また「なお、実施に当たっては、総合事業の趣旨を踏まえ、より多くの方が利用できるような適切な手法について、検討して参ります」と説明している。これは、「健康すこやか学級」の利用対象者を拡大していく方針なのかどうか曖昧なままであり、含みを持たせているとも解釈される。平成29年4月以降の具体的なこの点に関する考え方をしめたものは見当たらない。それは、地域の実施現場での混乱をもたらすのではないかと危惧される。

4 「支え合い型ヘルプサービス事業」の課題

第4に、「支え合い型ヘルプサービス」に関することである。これは、前述の通り、京都市の「総合事業」として平成29年4月から実施されたものであるが、いわゆる「緩和された基準」による専門職以外の「訪問型サービス」である。専門職以外の従事者というのは、「京都市支え合い型ヘルプサービス従事者研修(8時間)」を修了した人である。

令和元年6月11日「京都市高齢者施策推進協議会」の「資料1:「第7期京都市長寿すこやかプラン」の進捗状況について」によれば、「支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修修了者(累計)」は、平成31年3月31日時点での実績値として1,058人と報告されている。

また、「令和元年度第1回京都市高齢者施策推進協議会摘録」によると、「意見交換・質疑」の中で、委員の「支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修・・・を修了された方の活動状況はいかがですか」という質問に対し、担当課長は「約1年前に各事業所に照会した回答を基に算出した推計値では、実際に事業所へ登録し、活動されている方は研修終了者の2割程度となっています」と答えている。

「2割程度」となっていることについて、その理由を同委員は尋ねているが、それに対して同課長は「養成研修をボランティアの延長との感覚で受講する方もおられますが、支え合い型ヘルプサービス事業は利用者へのサービス提供事業であるため、サービスの運営規準等が細かく定められており、ボランティア活動よりもハードルが高いと感じてしまい、活動を見送る実態があるとの話は聞いています。」と答えている。この2割程度という数字の評価として、「介護福祉士などの有資格者についても、実際に業務に携わっている方の比率はそれほど高くございませんので、養成研修修了者の活動実績が2割程度というのは、比較的活動いただいていると考えております」と答えている。しかし、公益財団法人社会福祉振興・試験センター(社会福祉士、介護福祉士及び精神保健福祉士の登録機関である公益財団法人)の「社会福祉士・介護福祉士就労状況調査結果の実施概要」(平成27年11月実施)によれば、介護福祉士で「福祉・介護・医療分野の仕事をしている」と回答した割合は78.7%ときわめて高い、「福祉・介護・医療分野以外の仕事をしている」は6.5%、「仕事をしていない」は14.8%という結果となっている。やはり、「支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修」終了者の活動実績2割程度ということになる。「支え合い型ヘルプサービス」事業を運営するために必要な従事者が確保されているのか疑問が残る。

更に、同委員は「(「支え合い型ヘルプサービス」－筆者)事業自体の進捗状況はいかがでしょうかと尋ねている。それに対し、同課長は「(「支え合い型ヘルプ」－筆者)サービス提供事業所数は順調に増加しているものの、第7期計画策定時点の見込値を下回る状況となっています。サービス提供事業者からは、支え合い型ヘルプサービスの利用希望者はあるが、当該サービスが生活援助となり、利用者がサービス提供を希望する日時や時間帯が重複しやすく、調整が難しいため、養成研修をより積極的に進めてもらいたいとの意見をいただいているところです」と応えている。これによれば、希望者の日時や時間帯の調整が見つからないということになるが、サービス提供の従事者数が充分であれば、調整はつくと考えられることからすれば、やはり、「養成研修をより積極的に進め」研修修了の従事者を増やすことが急務ということになる。しかし、先に見たように、それはきわめてハードルが高いところに問題があるように思われる。

また、平成30年2月23日の「京都市高齢者施策推進協議会」の「資料別紙」として公表されている「総合事業のサービス利用に関する調査について」(平成29年10月実施、調査対象は介護予防ケアマネジメントを実施している地域包括支援センター職員全員)によれば、「支え合い型ヘルプサービスの利用が進まない理由として考えられるものについて、選択して下さい(複数選択可)」という設問に対する回答は、次のようになっている。第1位が「サービスの質(担い手の力量)が分からないため、利用者に勧められない」の31.5%、第2位は「近隣に利用可能な事業所がない」の31.2%、第3位は「利用対象となる方が少ない」の15.0%、第4位は「支え合い型のサービス内容について、利用者がイメージできるように説明できるか不安があるため、利用を勧められない」の11.1%などと続いている。「担い手の力量」の問題と利用可能な「事業所の数」の問題がいずれも3割を超えて高い。したがってまた、「支え合い型ヘルプサービスの利用促進に向けて必要と考えられるものについて、選択して下さい(複数選択可)」という設問に対する回答は、「事業所の数を増やす」と「従事者の質の向上に向けた取組」が2割を超えて高い割合となる。

以上のように、「支え合い型ヘルプサービスの利用が進まない」ことがすでに事実としてあり、その理由として、第1には事業所が少ないということを挙げている。それは、先に見たように、養成研修修了者の従事者が十分に集まらないこと、介護報酬が低く事業として成り立たないことが推測される。第2に「担い手の力量」の問題が挙げられている。わずか8時間の研修でサービスの質が確保されるのかが問われているものと思われる。

第1章 計画の概要

第1節 計画策定にあたって

地域福祉活動計画の性格(ねらい)

誰もが住み慣れた場所で安心して暮らしていけるようにするには、私たち住民一人ひとりが、地域でのつながりを大切に、福祉への関心を広げ、自ら考え行動しなければなりません。そのうえで、「助け合い」や「支え合い」の精神をもって協働で地域福祉の推進を図ることが重要となります。この計画は、一人ひとりでは不可能なことでも、同じ思いの人たちや各関係機関・団体と協働し、行動することで、薄れつつある地域のつながりを再び作り、地域の中で支援を必要とする人たちに的確な支援が届く体制をつくるため、地域住民の参画のもと各種組織・団体などと共通の目標をつくり、実践できる具体的な内容をまとめたものです。

左京区社会福祉協議会(以下、区社協)では、これまで、左京区の現状にあわせた住民の福祉ニーズや課題に対応する計画を目指すべく、「左京区地域福祉活動計画」(以下、第Ⅰ期計画)(2003(平成15)年度～2007(平成19)年度)、「左京区地域福祉活動計画 第Ⅱ期」(2008(平成20)年度～2012(平成24)年度)、「左京区地域福祉活動計画 第Ⅲ期」(2013(平成25)年度～2017(平成29)年度)を策定し、それぞれの期間において活動計画を基本に活動してきました。

第Ⅳ期計画につきましても、これまで培ってきた左京区の福祉のまちづくりの風土を基盤に、新しい福祉課題にも対応した計画を策定しました。

期間

第Ⅳ期計画は、2020(令和2)年度～2024(令和6)年度までの5ヵ年計画です。しかし、期間中に、計画の進捗状況や社会情勢を確認し、場合によっては見直しの検討を行うこととします。

第2節 計画策定までのあゆみ

左京区地域福祉活動計画 第Ⅳ期 -こころのひとりぼっちをなくそう- は、当初、第Ⅲ期計画の計画期間終了後にスタートする予定でした。

しかし、平成29年4月の社会福祉法人改革を趣旨とした改正社会福祉法の施行により、経営組織を強化するとともに、社会福祉法人が地域において公益的な取組を実施することが責務となりました。そして、高齢者を地域全体で支える地域包括ケアシステム、地域力の活用による子ども・子育て支援新制度、障害者支援・差別解消のための取組の制度化、生活困窮者に対する自立支援の強化等、持続可能な社会保障制度の実現に向けた福祉の取組の構築など、制度や施策がめまぐるしく変化する中、地域福祉のあり方も、改めて見直す必要が生じました。

一方で、私たちが暮らす地域では、「人間関係の希薄化」「ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯

の孤立」「災害への対応」といった課題がより深刻になっています。

上記を踏まえ、京都市では、市の行政計画である『京(みやこ)・地域福祉推進指針』が改訂され、京都市社会福祉協議会においても『京都市の社協基本構想』が完成し、これからの京都市域での地域福祉及び社会福祉協議会の方向性が示されました。それに伴い、左京区においても地域福祉活動計画の策定作業を開始しました。これらの情勢の変化などにより、策定開始は、第Ⅲ期計画が終了してから2年間経過しましたが、この期間においても、各学区社協では、第Ⅲ期計画の考えや地域の状況に応じた住民主体活動を展開してきました。

地域福祉活動計画策定・推進委員会を中心とした策定作業は、地域の声を反映するため、地域福祉活動を実践されている地域役員・ボランティアの皆さんが参加する、学区社会福祉協議会会長会議や、ブロック別実務者合同拡大会議等さまざまな場で議論を深めました。

以下に、策定までの主な取組を時系列にまとめています。

平成31年 3月 理事会、評議員会で計画策定方法等の決定

区社協の理事会・評議員会において、計画の策定が決まりました。さまざまな取組の中で地域福祉関係者、区民の皆様から幅広く意見聴取したうえで策定していく方針が確認されました。

令和元年 7月 第1回学区社協会長会議で協議

学区社協会長会議を開催し、策定スケジュールを確認し、第Ⅲ期計画の成果と課題について振り返りました。

令和元年 7～8月 第1回ブロック別実務者合同拡大会議で意見聴取

左京区は面積が大きく、同じ区内でも地域によってその特性やそれぞれの地域が持つ課題が異なるため、区内を4つのブロックに分け、ブロックごとの会議を開催しています。

令和元年度に関しては、この会議も、活動計画策定のための意見聴取の場として、意見や思いなどを共有しました。

この会議では、第Ⅲ期計画の重点課題のうち、「1 地域のつながり・絆づくり」と「2 基盤づくり」、また各学区社協が掲げている重点目標について、現状できていることと課題だと感じていることについてご意見をいただきましたが、「住民同士の顔の見える関係づくり」や「各種団体・関係機関・企業との連携」、「災害時における学区社協の役割」といったキーワードが浮かび上がりました。

令和元年 8月 第1回地域福祉活動計画策定・推進委員会

第1回ブロック別実務者合同拡大会議で出された意見をもとに、第Ⅳ期計画の俯瞰図について議論しました。第Ⅲ期計画を深める方向性を取りながら、活動目標に、1から3のステップを設定することとしました。

また、重点課題については、第Ⅲ期と同様とし、これらをもとに第Ⅳ期計画の全体像を作ることとしました。

令和元年 9月 学区社協活動交流会

毎年、区社協では、学区社協活動に携わる関係者を対象に、先進的な取り組みの発表やテーマにそった意見交換、交流などをおこなう「学区社協活動交流会」を開催しています。

交流の時間では、第Ⅳ期計画の全体像の案を提示し、意見交換を行いました。

令和元年 11月 左京区地域福祉シンポジウム ※主催：左京区地域福祉推進委員会

このシンポジウムは、福祉関係の団体で構成されるネットワークである左京区地域福祉推進委員会(事務局：左京区社協)が主催で毎年開催しています。「当事者、実践者の声を左京区の地域福祉活動に活かそう!」をテーマに、実践から学ぶ機会となっておりますが、今回のシンポジウムでは、近年複雑化している福祉課題の現状を改めて確認し、それらを地域の課題としてとらえることを目的としました。

多様化・複雑化した福祉課題の解決に取り組む実践者の方からの報告を受け、参加者の皆さんの意識がより高まったのではないかと考えます。

このシンポジウムは、当初、地域福祉活動計画策定の過程の一つとしては位置づけていませんでしたが、活動計画策定の大きなヒントになりました。

令和元年 12月 第2回地域福祉活動計画策定・推進委員会

委員会開催前に、これまでのプロセスを踏まえ、佛教大学名誉教授であり本会理事でもある、策定・推進委員会の金澤副委員長と打合せを行い、今後の流れについて確認を行うとともに、全体の構成の素案を作り、それをもとに一部計画の本文の案を作成しました。本文の作成に当たっては、本委員会の金澤副委員長にも、国や京都市における地域福祉を取り巻く情勢の変化(本冊「序章」)及び第Ⅳ期計画期間における福祉の諸課題(本冊「第3章 第2節」)について執筆にご協力いただきました。

委員会ではこれらをもとに、計画の全体像や、本文の案について協議がなされました。

全体構成の一部変更や、災害対応を追加した重点課題の変更について意見が上がりました。

令和2年 1月 第2回学区社協会長会議で協議

本委員会の金澤副委員長より、福祉を取り巻く現状と課題について説明をいただきました。また、計画案の全体像(俯瞰図)の変更案について、重点に新たに「災害対応」に関する事項が加わったことについて、その必要性が議論されました。

令和2年 2月 第2回ブロック別実務者合同拡大会議で意見聴取

計画案の全体像(俯瞰図)について、それぞれの活動目標の方向性を設定したものを提示しました。また、各学区で、すでに取り組んでいることなどを試行的に俯瞰図に落とし込むワークを実施しました。

案の段階ではありましたが、学区社協の役員だけでなく、実践されている方やボランティアの方にも活動計画の中身に触れていただき、関心を持っていただくことができました。

令和2年 3月 第3回地域福祉活動計画策定・推進委員会

理事会・評議員会での審議に向けて、最終の委員会を開催しました。案の完成に向け、改めて修正すべき点や考え方について、活発な議論が展開されました。また、計画を策定してからの活用や、計画への理解を深めるために必要な法制度等の動きなどを学ぶ機会の創設などについても意見交換がされました。

令和2年 3月 理事会、評議員会での承認

理事会・評議員会にて活動計画最終案の承認を得ました。令和2年度から第Ⅳ期計画がスタートします。

第2章 第Ⅲ期計画の総括、評価・分析

第1節 基本理念「あなたと私を大切にし、人と人との“つながり”を地域に広げるまちづくりを推進します」の総括

第Ⅲ期計画(2013(平成25)年度～2017(平成29)年度)では、第Ⅰ期計画(2003(平成15)年度～2007(平成19)年度)及び第Ⅱ期計画(2008(平成20)年度～2012(平成24)年度)の取組の振り返りから、これまで基本目標であった「こころのひとりぼっちをなくそう」を、未永く親しみやすい左京区全体の福祉活動の合言葉とするべく、活動計画の“スローガン”とし、新たに「あなたと私を大切にし、人と人との“つながり”を地域に広げるまちづくりを推進します」を“基本理念”としました。

第Ⅲ期の計画期間においては、これまで想定されなかったスピードで、地域や福祉を取り巻く状況が変わっていきました。しかし、第Ⅳ期計画策定の議論の中で、一貫して大切にしてきたものは、このように急速に変化していく社会情勢の中にあっても、第Ⅲ期計画の計画期間で取り組んできた「こころのひとりぼっちをなくす」ために、「人と人との“つながり”を地域に広げていく」ことを深めることでした。

第Ⅲ期計画策定時に大きなトピックスとして取り上げられた、「居場所づくり」や「見守り」「相談活動」といった「地域の絆づくり」活動が住民主体で取り組まれる中、社会的格差の拡大がもたらす子どもの貧困の問題による「子ども食堂」の発展、制度の狭間に入ってしまうことのある若年性認知症の方や、地域で暮らす認知症高齢者の方へのさまざまな支援・取組、社会的孤立から生まれるひきこもりの課題とその寄り添い支援を行う「地域あんしん支援員設置事業」といった、計画策定時には顕在化しなかった生活課題や新しい取組がクローズアップされました。そして、左京区においても、それらの新しい生活課題を地域の課題としてとらえ、それらに対応すべく活動の幅を広げていきました。

また、上記のことに加え、社会福祉法人制度改革により、社会福祉法人の運営の透明性がより求められるようになりました。

一方で、活動範囲の拡大による活動者の負担感の増大、活動者の高齢化・担い手不足、地域福祉活動に対する地域住民の関心の希薄化といった課題には依然として対応策が見いだせていないことも事実です。

これらのように、急激に変化していく社会に対応できる地域福祉を創造するため、今回の第Ⅳ期計画は、第Ⅲ期計画終了後2年の空白期間を経て策定されました。しかしその期間にあっても、学区社協等による住民主体の活動は常に展開されてきました。

今後の左京区の地域福祉活動の方向性については、「これまで地域が積み上げてきた理念や活動を大切に」しながら、「今一度基本に戻って活動を振り返る」ことから始まるという結論に達しました。

元号が「平成」から「令和」に変わり、新しい時代を迎える中で、これからの地域福祉をどのように考えていくか。今回策定された第Ⅳ期計画が、その方向性を参考に活動を展開する一助になればと考えています。

第2節 重点課題ごとの評価・分析

第Ⅲ期計画(2013(平成25)年度～2017(平成28)年度)では、第Ⅲ期計画策定の基礎となった住民アンケートの結果から、重点課題を「地域のつながり・絆づくり」「基盤づくり」「北部支援」「広報・啓発」として設定しました。そうした観点から第Ⅲ期計画を総括すると、これまでの「健康すこやか学級」に加えて、だれでも気軽に立ち寄ることのできる「地域の居場所」や「認知症カフェ」「子ども食堂」といった、時代や地域が求めるニーズに応じた新しい取組が始まりました。また、第Ⅲ期計画の5年間に於いては豪雨や台風をはじめとした災害が頻発したこともあり、上記課題が第Ⅳ期計画でも、より一層重要性を増してくることは言うまでもありません。そこで、第Ⅳ期計画にしっかりと現在進行中の活動を引き継ぐべく第Ⅲ期計画の活動の評価・分析を重点課題ごとに下記にまとめました。

■重点課題1【地域のつながり・絆づくり】

住民主体の見守り、居場所づくり、相談支援、防災・防犯活動等により地域の中で顔の見えるつながりをつくりましょう。

■活動目標

(1)年齢や障害に関係なく、配慮が必要な世帯への「見守り活動」「声かけ活動」をより一層推進します。

取り組み内容	年度					
	H25	H26	H27	H28	H29	H30
京都市見守り活動促進事業 名簿貸し出し協定締結	28	28	28	28	28	28
見守り活動実施	24	24	24	24	23	23
(上記のうち)訪問	17	15	16	16	17	17
(上記のうち)配食	16	15	15	12	13	13
緊急医療安心カード等の配布	—	—	11	11	11	11
児童の登下校時の見守り	—	—	10	10	10	10

(数字は実施学区数)

- 京都市見守り活動促進事業における名簿の貸し出しについては、全学区が協定を締結していますが、名簿の活用が難しいとの意見が多く挙がっています。また、従前より地域で独自に名簿を作成されているところが多く、実際のそれぞれの取組においては、学区独自の名簿が活用されている場合が多いのが実情です。見守り活動については、民生委員や老人福祉員、福祉推進委員と連携し、きめ細やかな活動が展開されています。課題として、個人情報や守秘義務のため、各種団体が情報を共有することが難しい状況にあります。
- 緊急医療安心カードについては活用が進んでおり、毎年更新をしている地域もあります。一方で、作成してから確認作業がされていない場合もあり、情報の変更がないか確認をしていくことが必要な学区もあります。

(2)年齢や障害に関係なく障害のある方も気軽に集まれる居場所づくりを進めます。

取り組み内容	年度					
	H25	H26	H27	H28	H29	H30
健康すこやか学級	28	27	28	28	26	26
子育てサロン	23	23	23	22	22	22
子ども食堂	—	—	—	4	5	10
喫茶型サロン等の居場所	—	—	—	17	19	20
障害のある方との交流の取組 (参加促進)	17	18	19	17	18	18
世代間交流事業	22	24	23	21	24	24

(数字は実施学区数)

- 健康すこやか学級は、地域の実情に合わせた活動が展開されています。地域の福祉施設や専門職との連携、喫茶店など地域の社会資源を活用した運営がなされています。しかし、平成29年度の健康すこやか学級事業の方針転換で事務負担が増大するなどの理由により、2学区が実施できない状況になっています。
- 地域で顔の見える関係づくりの1つとして、身近な地域で集まることのできる居場所づくりが進み、学区社協のみならず、町内会やボランティアグループなど多様な運営主体による居場所が展開されています。一方で、会場確保や担い手の後継者確保の難しさ、男性の参加者が少ないことが課題となっています。
- 子どもの貧困、孤食の問題に対する取り組みとして子ども食堂が立ち上がっています。運営は、主任児童委員や大学生などさまざまであり、食事の提供に加え、遊びや学習支援が取り入れられています。

(3)活動の中で受けた困りごとや心配事等の相談に対応する体制整備に取り組みます。

取り組み内容	年度					
	H25	H26	H27	H28	H29	H30
地域ケア会議実施	—	—	26	28	28	28
福祉相談	9	9	9	9	9	9
困りごと対応(ちよいボラ)	1	1	1	1	2	3

(数字は実施学区数)

- 認知症サポーター養成講座に加え、認知症高齢者声掛け訓練等、地域全体で認知症高齢者を見守る地域づくりが進んでいます。
- 高齢者や障害者などの日常のちょっとした困りごとに対応する、いわゆる「ちよいボラ」について理解が広まってきています。一方で、実施にあたっては、ニーズの把握方法や、個人宅へ介入することへのリスク等が課題として挙がっており、実施学区数は少ない状況にあります。

(4)発災時を想定した防災の取組、誰もが安心して暮らせるための防犯の取組をすすめます。

取組内容(主なもの)

- 区総合防災訓練、災害ボランティアセンター設置・運営訓練
- 学区での防災取組
- 地域学習会の開催

- 地域防災については、地域団体間の連携により、マップ作りや要配慮者名簿の作成などが進んでいます。
- 災害ボランティアセンターに関しては、設置・運営訓練や研修会の実施などを通じて運営方法、地域団体との連携の方法、災害時のニーズ把握の方法について検討を進めており、平成29年度から学区社協だけでなく、自主防災会や障害者団体の参加を得ることができました。

■重点課題2【基盤づくり】

活動を推進するために必要な基盤整備を進めていきたいと思います。

■活動目標

(1)行政、関係機関、社会福祉施設等の連携の強化により、地域の活動拠点の確保をはかります。

取組内容(主なもの)

- 社会福祉施設等の協力による活動場所の確保
- 喫茶店等を活用した活動の展開

- 各学区社協の各事業において、地域の社会福祉施設や小学校のふれあいサロン、大学の教室、喫茶店など活動拠点の確保が進んでいます。一方で、小学校や施設等のない学区や定期的に確保することが困難な学区では、場所の確保が依然として大きな課題となっています。
- 学区の面積が広いために1か所で活動を実施しても遠方の方が参加できないなどの課題を抱えている学区もあります。地域の社会福祉施設等との連携をさらに進めていけるような働きかけが必要です。

(2)住民主体の地域福祉活動をすすめていくうえでの財源確保及び担い手育成をはかります。

取組内容(主なもの)

- 認知症サポーター養成講座、ボランティア講座実施(随時)
- 区役所と連携した左京学生縁ねつと事業等での学生の地域の取組への参加促進
- 地域の取組(世代間交流事業や高齢者見守り訪問等)への子どもたちの参加促進等
- 地域支え合い活動創出事業による担い手養成

- 区社協の大きな財源である賛助会費や共同募金については、年々減少している状況です。社協活動への理解を広めていくと共に、財源確保の方策について議論を進めていく必要があります。
- 福祉教育として小・中学生を対象とした認知症サポーター養成講座等が、地域包括支援センターが中心となり各地域で開催されています。若い世代から認知症への理解を深めていくことに力を入れています。

■重点課題3【北部支援】

高齢化と人口の減少が進む北部(中北部)山間地域を支援しましょう。

■活動目標

(1)生活基盤の改善に向けた働きかけを行います。

取組内容(主なもの)

- 学区社協活動交流会・地域福祉シンポジウム(主催:地域福祉推進委員会)等での情報発信
- 他地域との交流
- 広報誌、HP、活動紹介DVD等での情報発信

【北部3学区ホームヘルプ事業導入までの経過】

H25年度	●地域ケア会議開始
H26年度	●北部3学区(別所・花脊・広河原)合同地域ケア会議開始 ●大雨災害時の被害状況確認
H27年度	●緊急通報システムの啓発、設置
H28年度	●見守り訪問活動毎年実施への切り替え ●住民への健康すこやか学級での介護保険・地域支え合い活動に関する学習会実施
H29年度	●北部3学区(別所・花脊・広河原)へのホームヘルプサービス事業開始

- 高齢化が進み地域での訪問介護ニーズも増加、支援不足となっていた状況から、住民へのヒアリングによるニーズ把握や制度周知を重ね、ホームヘルプ事業開始へつながりました。住民主体の地域福祉活動による地域包括ケアシステム機能が成果をあげたモデルといえます。
- 一方で、サービスの利用日の制限、事業の縮小化、交通の問題があることから、地域と地域包括支援センターや事業所の協働により新たな事業所確保等について、引き続き協議していく必要があります。
- 人口減少が顕著であり、地域自体の存続が危ぶまれる水準に達しています。

(2) ボランティア活動により配慮が必要な世帯の支援を行います。

取組内容(主なもの)
●冬期除雪活動の実施 ●左京×学生縁ねっと事業等での学生の地域の取組への参加促進

- 各地域におけるボランティア受け入れ体制づくりのうえ、毎年多数のボランティアの参加を得て、自力で雪かきをすることが困難な高齢者宅の除雪を実施しています。平成29年度からは、積雪の状況に応じてボランティアを派遣できる体制づくりの一環として、雪かきボランティア登録制度を開始しました。これをきっかけに、北部地域に関心を持ち継続的に活動に関わってもらえるような仕組みを構築していく必要があります。
- 今後、人口減少により高齢者を支える側の担い手が不足することが確実となっています。地域内部だけでなく外部のボランティアや関係機関等がどのように関わることができるのが課題です。

■重点課題4【広報、啓発】

地域住民の方へ福祉に関する知識の浸透、福祉・ボランティア活動への理解促進をはかりましょう。

■活動目標

(1)高齢者・子育て・障害のある方の理解等幅広く学ぶことができる機会を充実させます。

取組内容(主なもの)

- 学区社協活動交流会・地域福祉シンポジウム(主催:地域福祉推進委員会)等での情報発信
- 他地域との交流
- 広報誌、HP、活動紹介DVD等での情報発信

- 学区社協活動交流会などの機会を通じ、各学区の取組や課題の共有を行ってきました。学区社協活動の幅が年々広くなってきている中、学区社協のみならず地域団体相互の連携により学区全体で地域の福祉課題に取り組む必要性が挙げられおり、今後の活動を進めていく上での大きなポイントとなっています。
- 左京区地域福祉シンポジウムにおいては、左京区内の当事者、実践者による実践報告のなかで、区民と取組事例や課題を共有してきました。高齢・障害・児童の3分野からそれぞれご報告を頂く中で、各分野の課題はそれぞれが複合的になってきている実情があります。
- 左京区社協事務局においては、平成29年度にホームページを全面的にリニューアル、平成30年度にTwitter、Facebookを開始し、より充実した情報発信に努めました。今後は、より幅広い年齢層へ情報を届けられるよう取組を進めていきます。

(2)必要な人に必要な情報を速やかに届けることができるよう努めます。

取組み内容	年度					
	H25	H26	H27	H28	H29	H30
広報紙発行学区	24	27	27	27	25	25
HP作成学区	1	1	1	1	1	1

- 各学区において広報紙を作成し、学区社協活動についてより多くの住民に周知されています。また、各事業の案内については、民生委員や福祉推進委員などと連携し対象者を訪問し手渡しするなどきめ細かな対応をされています。一方で、事務量の増大により、広報紙の作成にまで手が回らなくなっている学区もあります。
- インターネットやSNSの活用など、世代にあった情報発信の方法も検討が必要ですが、運営には一定の知識が必要であるため、HPの運営については1学区にとどまっています。

第3章 左京区における地域福祉の現状と課題

第1節 左京区の概況

左京区社協では独自に左京区を4つのブロックに分けて、地域福祉活動を推進しています。2000(平成12)年及び2010(平成22)年の国勢調査及び2019(令和元)年10月現在の京都市住民基本台帳人口をもとに、データからブロックごとの主な特徴をまとめました。ただし、国勢調査に基づく数値と、住民基本台帳に基づく数値には若干のずれがあるため、精密な比較はできませんが、大まかな推移を確認していきます。

【人口・世帯・高齢化率・年少人口(左京区全体)】

左京区は、京都市の総面積の約3割を占める市内で2番目に広い行政区で、その約8割は山林が占めており、市内中心部に近い住宅地から山林に囲まれた農産地に南北に伸びています。

左京区における人口は、2019(令和元)年10月1日現在、総人口167,822人、世帯数85,720世帯となっています。人口は減少傾向が続いていますが、世帯数は増加傾向がみられます。その主な原因としては左京区全体で高齢化が進行し、家族規模の縮小・一人暮らし高齢者の増加が続いているものと推測されます。また左京区全体の高齢化は年々進行しており、高齢化率は28.1%となり依然として京都市平均を上回っています。一方、15歳未満の人口の割合は、左京区平均10.7%(京都市平均10.9%)であり、ここ10年では横ばいとなっています。

人口及び世帯数

	人口(人)			世帯数(世帯)		
	2000年	2010年	2019年	2000年	2010年	2019年
京都市	1,467,785	1,474,015	1,466,264	620,327	681,581	726,665
左京区	171,556	168,802	167,822	77,826	82,067	85,720

高齢化率と年少人口比率の推移

	高齢化率(%)			年少人口比率(%)		
	2000年	2010年	2019年	2000年	2010年	2019年
京都市	17.2	23.0	28.0	12.7	11.9	10.9
左京区	18.5	23.7	28.1	11.0	10.7	10.7

【ブロックごとの主な特徴】

南部ブロック

交通の便がよい市街中心部に位置し、京都の伝統的な住まいが多く残る地域です。左京区の中では北部に次いで高齢化率が高いブロックですが、伸び率はそれほどではなく、他のブロックとの差がなくなってきました。福祉活動に関しては、活動者自身が高齢化しており、後継者の育成が急務となってきている現状があります。また南部は学区面積の小さい学区が多いことが特徴で、気軽に使用できる活動拠点が不足しているとの声もあがっています。

人口と世帯数の推移

	人口(人)			世帯数(世帯)		
	2000年	2010年	2019年	2000年	2010年	2019年
新 洞	2,996	2,966	2,534	1,487	1,728	1,790
川 東	2,560	2,804	2,365	1,146	1,357	1,461
聖 護 院	4,336	4,106	3,617	2,302	2,349	2,382
岡 崎	6,013	5,735	5,563	2,870	2,827	2,906
錦 林 東 山	3,884	3,639	3,101	1,737	1,741	1,716
吉 田	9,330	9,081	8,019	4,803	4,955	5,058
浄 楽	7,911	7,083	6,177	3,829	3,601	3,482
南部全体	37,030	35,414	31,376	18,174	18,558	18,795

高齢化率と年少人口比率の推移

	高齢化率(%)			年少人口比率(%)		
	2000年	2010年	2019年	2000年	2010年	2019年
新 洞	26.6	25.5	28.8	8.7	7.0	7.9
川 東	18.3	19.4	24.6	10.3	7.5	10.4
聖 護 院	18.1	22.5	29.8	9.0	9.3	10.1
岡 崎	22.9	27.9	31.9	9.5	9.5	11.6
錦 林 東 山	25.4	32.4	36.9	9.0	7.6	9.4
吉 田	19.7	21.7	27.2	8.5	9.2	9.9
浄 楽	21.1	27.5	35.5	8.5	8.4	8.5
南部全体	21.3	24.3	30.8	9.0	8.6	9.8

中部ブロック

人口減少が続いている一方で、世帯数は増加しており、世帯あたりの構成員が著しく減少しています。一人暮らし高齢者世帯の増加や、核家族化の進行が考えられ、社会的孤立の状態にある世帯も潜在的に増加している可能性が考えられます。

また、マンションが多数建設されており、従前からの住民と、マンションに住んでいる住民とのつながりの希薄化や地域福祉への意識の差が懸念されます。

人口と世帯数の推移

	人口(人)			世帯数(世帯)		
	2000年	2010年	2019年	2000年	2010年	2019年
北白川	11,058	10,431	8,993	5,764	5,806	6,071
養正	7,736	7,847	6,646	4,313	4,899	5,339
養徳	15,994	14,942	12,244	7,963	8,284	8,872
下鴨	8,753	8,283	7,691	3,710	3,669	3,682
葵	11,789	11,322	11,203	5,111	5,373	5,464
修学院	17,019	15,894	14,659	7,456	7,569	7,696
修学院第二	9,946	10,442	9,624	5,409	5,950	6,022
上高野	6,824	7,057	6,975	2,613	2,986	3,216
松ヶ崎	8,359	8,320	7,881	4,023	4,166	4,401
中部全体	97,478	94,538	85,916	46,362	48,702	50,763

高齢化率と年少人口比率

	高齢化率(%)			年少人口比率(%)		
	2000年	2010年	2019年	2000年	2010年	2019年
北白川	19.0	23.6	29.6	9.3	8.9	9.8
養正	20.4	22.8	27.1	7.0	6.2	6.5
養徳	13.5	19.8	30.6	11.0	8.5	9.7
下鴨	22.6	26.4	31.9	10.8	10.8	11.8
葵	23.4	26.9	30.9	10.1	10.2	11.8
修学院	17.5	23.6	19.1	12.3	11.3	7.7
修学院第二	13.2	18.1	26.1	10.7	10.2	11.0
上高野	15.7	22.2	27.0	15.1	13.7	11.9
松ヶ崎	15.5	18.9	24.8	13.3	11.9	12.5
中部全体	17.7	21.6	28.6	11.0	10.1	10.8

中北部ブロック

左京区全体が、人口減少、世帯数増加による世帯構成員数減少の状態にある中で、岩倉地区においては、人口及び世帯数ともに増加傾向にあります。一方で、他の地域においては、他のブロック同様高齢化が進んでいます。また、生活の不便さ等、地域の課題が北部の傾向に近づいています。

福祉活動に関しては、若年層が活動に参加してもらおうきっかけづくり、高齢者だけでなく若い世代が孤立しないような子育て支援・見守り活動の重要性を始め、防災・防犯の取組の充実、広報活動の充実が図られています。

人口と世帯数の推移

	人口(人)			世帯数(世帯)		
	2000年	2010年	2019年	2000年	2010年	2019年
岩倉北	22,663	4,663	5,968	9,139	1,809	2,382
岩倉明德		11,173	10,583		4,186	4,130
岩倉南		11,276	12,389		4,680	5,180
八瀬	1,805	1,870	1,753	649	806	819
大原	2,514	2,335	1,721	655	636	586
市原野	5,747	5,775	4,932	2,073	2,293	2,391
静原		678	430	218	156	193
鞍馬	859	592	498	277	218	201
中北部全体	36,471	38,362	38,274	13,033	14,784	15,882

高齢化率と年少人口比率の推移

	高齢化率(%)			年少人口比率(%)		
	2000年	2010年	2019年	2000年	2010年	2019年
岩倉北	15.1	24.4	24.2	14.2	14.8	16.2
岩倉明德		27.4			12.9	
岩倉南		14.7			17.1	
八瀬	16.7	25.0	33.9	14.0	10.2	8.6
大原	31.3	47.8	48.9	8.9	6.1	7.7
市原野	17.5	21.7	22.3	13.9	13.1	10.8
静原		51.0	43.3		5.7	5.8
鞍馬	24.2	34.3	42.5	11.6	7.1	8.2
中北部全体	17.6	24.0	26.5	13.1	14.1	14.2

北部ブロック

豊かな自然環境に恵まれた地域です。住民の約2人に1人が高齢者となる等、左京区の中で最も高齢化が進んでいます。また交通・買い物・医療機関への通院の不便さが顕著になっています。

福祉活動については一人暮らし高齢者の支援が大きな課題となっており、冬期には除雪ボランティア活動が行われています。久多学区を除く3学区では、区社協との共催で雪かきボランティア活動を行っていますが、設定された日以外に大きな積雪があった場合でも活動者を募ることができる「登録雪かきボランティア制度」を平成29年度に創設しました。今後は、この制度を発展・拡充し、北部地域への理解を深める活動を展開していくことも考えていく必要があります。

人口と世帯数の推移

	人口(人)			世帯数(世帯)		
	2000年	2010年	2019年	2000年	2010年	2019年
花 脊	393	157	138	68	80	77
別 所		123	97	61	45	51
広 河 原	107	108	115	64	47	38
久 多	111	100	90	52	51	53
北 部 全 体	577	488	426	257	223	219

高齢化率と年少人口比率の推移

	高齢化率(%)			年少人口比率(%)		
	2000年	2010年	2019年	2000年	2010年	2019年
花 脊	30.3	47.8	47.1	12.0	5.7	7.2
別 所		48.0	55.7		10.2	9.2
広 河 原	42.1	41.7	25.2	8.4	21.3	28.7
久 多	62.2	60.6	44.4	11.7	13.1	8.9
北 部 全 体	39.3	49.0	44.1	11.6	12.3	14.0

※高齢化率は65歳以上、年少人口比率は15歳未満の人口割合を示しています。

※中北部ブロックの岩倉北・岩倉明德・岩倉南、市原野・静原及び北部ブロックの花脊・別所については推計値です。

第2節 第Ⅳ期計画期間における地域福祉の諸課題

佛教大学 名誉教授

左京区地域福祉活動計画策定・推進委員会

副委員長 金澤 誠一

以下に挙げた活動事例や活動課題は、左京区の北部ブロック、中北部ブロック、中部ブロック、南部ブロックの「ブロック別実務者合同拡大会議」(2019年8月実施)の「議事録」に基づいて、それを整理・分類・分析したものである。

I 地域づくりの展開と課題

1 地域づくりの展開

(1)「健康すこやか学級」

- 月1回、60人ほど参加、利用者もスタッフも「持ちつ持たれつの関係」で実施、プログラムは、地域の方の特技を生かし、折り紙、歌など、少なくなった助成金の中でうまくやっている。
- 第2水曜日は「お茶の会サロンふるさと」、第3木曜日は「男のすこやか囲碁の会」、第4水曜日は「すこやかサロン(昼食あり)」を行っている。
- 毎年、小学生との交流を計画、プログラムは役所の無料出前講座や低額講義を企画、毎回50人ほどの弁当をボランティアで作っている。
- 入居施設の利用者も参加している。
- 企画や工夫で参加者を増やしてきた。「参加者とボランティアの境目をなくしていく」ことがお互いの交流やコミュニケーションを深める工夫。
- 月2回、3カ所の「喫茶店」を借りて20名ほどで実施。
- 3カ所で実施。

(2)「居場所」づくり

- 「スマイルカフェ」、日曜日に実施、誰もが自由に入出入り出来る。麻雀、カラオケなど好きなことが出来る。男性の参加が多い。
- 「サロン虹」、100円の利用料。参加者も「世話役」としてボランティアと一緒に、コーヒーや紅茶を淹れたり、その日のお茶菓子を用意するなど、役割をもって参加している。
- 「アグリカフェ」を立ち上げ、JA等と連携して実施。
- 居場所を1カ所つくった。井戸端会議のようなレベルでよいと思っている。

- 力をいれている。自由来館型がよいと思っている。
- 「健康麻雀」、男性の参加が多い。
- 来てくれない人に声をかける。

(3)「マップ」づくり・「訪問活動」

- 一昨年アンケートを取って、高齢者・障害のある人を把握。それを元に「マップ」を作成し各町内で共有。老人福祉員、自主防、消防団などで「ふれあい訪問」を行っている。
- 高齢者や障害者を把握し、地図に落とし込んでいる。民生委員、社協、地域包括で共有している。
- 「熱中症対策」を兼ねて行う。70歳以上高齢者世帯900人対象、民生委員、老人福祉員、福祉推進委員3人でまわる。「緊急医療キット」の情報更新のためにまわる。
- 年2回、65歳以上の「一人暮らし高齢者宅」へ、民生委員、老人福祉員、社協、消防署、警察も同行することがある。

(4)「体操」・「脳トレ」

- 「転倒予防体操」+「脳トレ」+「コグニサイズ」、毎週実施。
- 「グラウンドゴルフ」、毎週水曜日、参加費100円で景品を買う。
- 「早朝ラジオ体操」、参加者は男性が多い。
- 岡崎公園の「公園体操」をしていた人が吉田でもやりたいという声上がる。毎週金曜日9時半から、50人以上参加。

(5)「子育てサロン」

- 子育ての悩みを打ち明けたり、気分転換できたりする場所を提供。この活動により子育て世代との繋がりの一端を担えている。
- マナー化解消に取り組む。

(6)「ちょいボラ」

- 以前からちょいボラ活動を行っていたが、京都市の助成金が通り、名称を「おたがいさま会」に変更した。

2 地域づくりの課題

課題 1 参加者の固定化・減少

- 男性の参加が少ない。
- メンバーが固定化し、参加者が減っている。新規参加者が増えない。先細りしている。
- 健康すこやか学級、参加者が同じメンバーで固定化、男性の参加者を増やす工夫をもっとしたい。

課題 2 新住民やマンション・団地との交流がむずかしい

- 新しい住民と古くからの住民との交流がなかなか深まらない。
- マンションに住んでいる人の把握が難しい。
- 団地にはいろいろな人が入ってきており、意見集約が難しい。
- 町内会の参加率が低く、地域を把握できていない。

課題 3 地域が広く、行き届いているか

- 物理的に範囲が広く、見守り活動はまわりきれない。
- 地域が広く、「すこやか」や「居場所」などが行き届いているか。
- 地形が南北に広いため、誰もが参加できるように3カ所開所しているが、それでも参加者が減っている。

課題 4 「マップ」から漏れている人

- 「マップ」から漏れている人がどうしても出てくる。

課題 5 「居場所」での参加者同士の関係づくり

- 参加者同士の関係が深まらない。
- 誰でもふらっと来てもよいという形態をとると、「共通の話題」などがなく、なかなか打ち解けてもらえない。

課題 6 「認知症」、「要支援者」、「要介護」の利用者の課題

- 「認知症」の方で、「脳トレ」に来られているが、実際来られても何もできずに帰ってしまう。
- 今年度から、「要支援」の方は受け入れられるが、「要介護」の方は受け入れられないとした。
- 「認知症」の方(3名)だけを集めた「脳トレ」を行いたいと考えている。
- 「認知症」の方も来られているが、介護が必要な方は家族の方が付き添っている。基本的には自分で来て、自分で帰ってもらうことにしている。

課題 7 「つなぐ力」の強化

- 地域住民が心配な人に気づいたとき、「つなぐ力」が求められている。専門機関にどうすればつなげられるかを考えなければならない。
- 一つの機関、グループでできることは限られているから協力していかなければならない。一つの機関で抱え込み過ぎるのもいけない。

課題 8 「担い手」不足

- 担い手が不足している。
- PTAを担っている世代が次は社協活動という順番があったが、世代交替がうまくいかず「担い手不足」になっている。
- 新しいことをする余裕がない。

課題 9 助成金が減っている

- 助成金が減って困っている。
- 何をするにもお金が必要、謝礼が出せないなので、外部から講師を呼べない。

Ⅱ 各種団体・機関・企業等との連携の展開と課題

1 各種団体・機関・企業等との連携の展開

(1) 緊急避難所の設定

- 学区内の企業の工場が、災害時の「緊急避難所」として位置づけられている。
- 避難所が北端にあり、南の住民は避難できないため、南側にあるホテルに協力してもらい、万一の時に避難できるようにしている。
- 地元の病院やスーパーと災害時の協定を結んでいる。

(2) 災害対策本部の設立

- 自治連、自主防と連携して「学区災害対策本部」をつくった。
- 各種団体間で会長・副会長を選出、班ごとに災害時にどう動くかを決めている。

(3) 中山間地域での買い物支援の実現

- 右京区京北のスーパーによる移動販売事業で買い物支援ができています。

(4)日常活動拠点の実現

- 病院が多いため、大きな行事を行うとき協賛してもらい、会場を貸してもらっている。
- 地域密着型の施設とは日常的に連携し、消防団に入ってもらったり、施設入所者さんに小学生の見守り隊をしてもらったり、利用者さんと小学生との交流の取組をしたりしている。
- 活動拠点として、小学校、児童館、地元の神社との関わりがある。
- 地元の小規模多機能施設とイベントに協力。
- 夏祭り、防犯、地域行事については、自治連など各種団体との連携。

(5)「健康すこやか学級」「居場所」「見守り」などでの連携実現

- 「見守り」は、各種団体でやっており情報交換もできている。
- 「健康すこやか学級」を児童養護施設で行っている。
- 「健康すこやか学級」は、婦人会がスタッフとして活動。
- 「子育てサロン」は、民生委員と協力。
- 「居場所づくり」は、喫茶店を借りて協力してもらっている。

2 各種団体・機関・企業等との連携の課題

課題 1 連携による活動拠点づくり

- 地域の福祉施設を活動拠点にさせてもらおうとありがたい。
- 地域のスーパーのイートインスペースを利用して「居場所づくり」ができないか。

課題 2 連携の拡大と強化

- 地域の施設と地域との連携でイベント出来ないか考えている。
- 各団体で連携がない。地域の中が縦割り。
- PTAとの連携を更に強めたい。
- 施設との連携が以前より弱くなっている地域もある。

Ⅲ 災害時における学区社協の役割の展開と課題

1 災害時における学区社協の役割の展開

(1) 避難前の「集まる場所」

- 広河原では、災害時、避難所開設されるまでの間、一旦、「集まる場所」があり、様子を見て避難する流れになっている。
- 町ごとに「集合場所」を決め、一人ぐらし高齢者が災害時に一人で行動せず集団で安全な場所に行けるようにしている。

(2) 避難困難者を担当が連れていく

- 久多では、「いきいきセンター」への自力での避難が難しい人に対しては、エリア毎に担当を決めて自動車で送るようにしている。
- 福祉推進委員が避難所へ連れてきてくれた。日頃からの声かけを通じたつながりが大切。
- いざというときに、誰が迎えに行くか、家の鍵のありかを把握するなど細かい部分まで決めている。

(3) 「防災マップ」作成

- 災害対策本部は、自治連が主導してくれたからできたが、学区社協の役割は「要配慮者」への声かけである。「手挙げ方式」で学区独自の「名簿」を作成して備えている。
- 「高齢者名簿」を作成している。
- 普段から「見守り隊」で一人ぐらし高齢者の家を把握し、災害時に生かされる。
- 「防災マップ」を作成し、連絡先は冷蔵庫に貼り付けてもらうなど、防災意識を高める取組をしている。「名簿作成」は、訪問して情報を得ている。

2 災害時における学区社協の役割の課題

課題 1 災害での停電への対応

- 昨年、停電があったため、「各世帯に無線放送」を設置してもらいたい。無線の場合、誰が情報を発信するのか、出す情報に誰が責任をもつかといった問題がある。
- 停電し、メールや電話が使えなくなったとき、足で情報をとどけていくことになる。

課題 2 近くに避難所の必要

- とりあえず「自治会館」を避難所にした。耐震強度等で完璧ではないが。
- 地元の施設を避難所にしてもらいたい。
- 地形的に縦に長く、避難中に二次災害に遭う可能性がある。避難所が増えればいいが難しい。
- 学区内に避難所がない。町会所を使った方が機能的であるが、根本的な解決策がない。
- 指定避難所が遠い。ゆえに、地域の中で避難所の問題についてどう動けば安全を確保できるかを考えないといけない。

課題 3 土砂災害などで道が分断されたときの対応

- 土砂災害などで道が分断されると避難できなくなる。花脊地域や京北地域との連携が必要。

課題 4 早めの自主避難のための意識の向上・声かけ

- 住民が避難しようと思う時には外が危ない状況になっていることが多い。
- 昔から山間地域に住んでいる人は、自分の勘で「これくらいの雨なら大丈夫」と判断する。早めの自主避難の意識を向上していかなければならない。自主避難を促す声かけに力を入れなければならない。
- 避難の声かけをしても一部の人しか来なかった。事前のPRが不十分であり、本当に避難が必要な人が来なかった。
- 「ふれあい訪問」の時、災害時にすべきことや防災に関する話などをすることが大切。

課題 5 誰が誰を避難所に連れてくるか、誰が誰に声をかけるのか、災害時の仕組みづくり

- 誰が誰を避難所に連れてくるかが課題。
- 「声かけの仕組み」が必要。誰が誰に声をかけるのかなど。
- 災害時の組織作りがまず先。
- 障害のある方の把握は社協では難しい。誰が誰にどのように声をかけていくかなどの動き方は今後もしっかり考えないと行けない。

課題 6 避難所での社協の役割を明確化

- 避難所での役割分担、避難所運営の知識、スタッフの動き方など、自主防と社協の共通認識が大切。
- 災害時の社協の役割は何なのだろうか。

課題 7 避難時の最低限の事前準備の必要

- 避難訓練に参加したら炊き出しで食糧がもらえると思っているが、自分のところで貯えが必要という風に変える考え方を考える訓練が必要。
- 避難するという意識が住民にないので、その事前準備(最低限の身の回りの物)ができていない人が多い。

課題 8 役員の安全・被災した場合どうするか

- 災害時には、役員自身や家族、周囲の人の安全を確認してから、ということになり、即座に動くことは難しい。
- 昨年の災害時、自分の家が被害を受けたので、人のことを考える余裕がなかった。自分の家が被災すると連絡が来ても繋がらない。
- 役員はスーパーマンではない。役員も声かけできない状況に陥ることがある。そのことを踏まえ、普段から人々に色んな接点があれば、気になった人が気になった人に声をかける、そのような輪を皆が持てる地域を目指すことが大切だと思う。
- 実際に被災したとき・しそうになったとき、誰がどのように避難所まで連れて行くのか、支援する側が被災すると、マニュアルの意味がないのではないか。

Ⅳ 北部支援

1 北部の特徴

北部の特徴は、第1に、地域全体の人間関係は、顔が見える関係にあり、結束も強い点にある。第2に、中山間地域で、高齢化と過疎化が進んでいる地域である点にある。第3に、生活基盤(社会資本)が脆弱である点にある。

生活の一般的条件・基盤＝「生活基盤」がなければ、日常生活は成り立たない。それは、住宅・避難所、医療・福祉・介護、教育、交通、通信、水道、電気、ガス、買い物などである。しかもそれらはワンセットで必要であり、その建設や運営には膨大に費用がかかり、しかも、誰もが(普遍性)常に(一般性)必要であるということから「公共財」としての性格が強い。こうした特質をもつ「生活基盤」が、北部では十分に備わっていないということは、問われることになる。

それだけではなく、村落機能として草刈りや農業用水の維持管理や「雪かき」、村のお寺や墓地、神社の清掃などの維持管理、集会場などの維持管理ができていいのか、あるいはお祭りや体育祭・運動会などの伝統的行事が行うことができるのか。こうしたことができなくなると集落として維持していくことは難しくなる。

2 昨年の災害時の問題と課題

まず、買い物については、右京区京北にあるスーパーの移動販売事業の連携が実現されている。また、医療・福祉・介護の拠点としては、「花友はなせ」の役割は今後とも大きいといえる。他方、交通や通信の問題は、昨年の災害で、顕在化したといえる。災害で、道路が切断され、その上、停電となれば、北部は孤立することになる。「北部ブロック実務者合同拡大会議」(2019年8月2日)では、次のような発言が記録されている。

(1) 昨年の災害時の停電、道路の分断

- 災害の時、停電し、メールや電話が使えなくなった。足で情報を届けていくことになる。
- 土砂災害などで道路が分断され避難できなくなった。
- 道路が狭く、避難や倒木の撤去など復興作業に影響する。

(2) 避難所が近くにない

また、「同ブロック会議」では、避難所の問題が指摘されている。

- 地形的に縦に長く、避難中に二次災害に遭う可能性がある。
- 近くに避難所がないため、とりあえず「自治会館」を避難所にした。耐震強度などで完璧ではないが。

(3) 地域の要望

したがって、地域の要望として指摘していたことは、次のようなことである。

要望1 「各世帯に無線放送」を設置してもらいたい。

無線の場合、誰が情報を発信するのか、出す情報に誰が責任を持つかといった問題がある。

要望2 「花脊山の家」を避難所にしてもらいたい。

要望3 分断された場合に備え、広河原地域と花脊地域や京北地域との連携が必要。

3 地域自体の存続が危ぶまれている

また、人口減少と高齢化が進む中で、生活基盤の問題を抱えている北部では、村落機能の維持も難しくなり限界集落を越えて、「地域自体の存続を考えなければならない段階にきている」という発言が、北部問題を象徴している。

課題1 村落機能を補完するための「雪かきボランティア」

課題2 交通・通信、避難所など災害に強い、
そして安心して住み続けることができるような「生活基盤」の充実

第1節 基本理念

**「あなたと私を大切にし、
人と人との“つながり”を
地域に広げるまちづくりを推進します。」**

第Ⅲ期計画策定時に行った「左京区わたしたちの暮らし・ふれあいアンケート」から見てきた、家族や地域社会での人間関係の希薄化、社会的孤立といった課題や頻発する災害の教訓から、第Ⅲ期計画では、昨今失われつつある日頃からの地域住民同士のつながり、顔の見える関係を構築することを大きな目標としました。そして、その基本理念として、「あなたと私を大切にし、人と人との“つながり”を地域に広げるまちづくりを推進します。」を基本理念として掲げました。

これは、目まぐるしく変わる社会情勢にあっても、これから目指していく地域共生社会の実現に向けた普遍的なものであると考えます。よって第Ⅳ期計画においても引き続き基本理念として掲げ、さらなる人と人との“つながり”を地域に広げていくまちづくりを推進していきます。

第2節 重点課題

基本理念である、「あなたと私を大切に、人と人の“つながり”を地域に広げるまちづくり」を推進していくために、5年間にわたって左京区全体で重点的に取り組んでいく事項を「重点課題」として下記の5つにまとめました。また、第Ⅲ期計画と同様、区社協については2つの項目を付加し、重点的に取り組んでいきます。

重点課題 1 【地域のつながり・絆づくり、みんなが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくり】

顔の見えるつながりのある地域をつくるため、住民主体で見守り・居場所づくり・防災活動等を進めましょう。

- (1)年齢や障害に関係なく、すべての地域住民同士がつながり、支え合いながら、「役割をもって参加=社会参加」できる地域づくりをめざします。

重点課題 2 【基盤づくり】

より充実した活動を推進するために、社会福祉施設や企業等と連携しながら、必要な基盤整備を進めましょう。

- (1)住民主体の地域福祉活動を進めていくうえでの担い手育成を行います。
- (2)社会福祉施設等の地域公益活動や、企業の社会貢献活動等と連携しながら、住民主体の活動の充実を図ります。

重点課題 3 【北部・中北部支援】

高齢化と人口の減少がすすむ北部・中北部の山間地域のことを左京区民が知るとともに、必要な支援を行いましょう。

- (1)北部・中北部の山間地域への住民の理解を深めます。
- (2)生活基盤の改善に向けた働きかけを行います。

重点課題 4 【広報・啓発】

地域住民の方へ福祉に関する知識の浸透、福祉・ボランティア活動への理解促進をはかりましょう。

- (1)高齢者・障害のある方・子育て世帯や、支援が必要な社会的孤立状態にある方についての理解を深める機会をつくります。
- (2)必要な人に必要な福祉に関する情報を速やかに届けることができるよう努めます。

重点課題 5 【災害に強い、安心・安全のまちづくり】

災害に強いまちづくりを推進するために、発災時に迅速に対応できるよう、平常時から備えましょう。

- (1) 平常時より、災害関連における役割分担等について各種団体と協議し、いざというときに迅速に連携・協働できる体制を構築します。
- (2) 災害ボランティアセンターの役割・機能についてより多くの住民に知ってもらい、「受援力」を高めましょう。

※ 区社協の重点課題(補完)

重点課題 1 【質の高い支援の展開】

- (1) 職員のスキルアップを図り、個別支援部門と地域支援部門が連携した住民本位の支援を展開します。
- (2) 福祉施設等の地域公益活動や、企業や大学の社会貢献活動と連携した活動を展開します。

重点課題 2 【円滑な法人の運営】

- (1) より効果的な法人の体制を検討し、見直しを図ります。
- (2) 持続可能な安定した財政を確保するための方策を検討し、見直しを図ります。

第3節 活動目標

前節の重点課題を踏まえた活動目標を定めるとともに、目標達成に向けた具体的な行動計画を俯瞰図のとおり決めました。

なお、今期の計画では、地域福祉活動の基本に立ち返り、「Step1 知る・学び合う(課題の発見)」、「Step2 出会う・ふれ合う(課題の共有)」、「Step3 支え合う・助け合う(課題解決に向けた実践)」という、3つの活動ステップを設けました。これは、「地域の課題や強みを知り、地域のことについて学び」→「地域住民が出会い、ふれ合って関係を深め」→「その関係を基盤に支え合い、時には助け合う」段階を経て重点課題や基本理念の達成を目指すことを意図していますが、このステップ通りに活動を展開しなければならないということではありません。地域福祉活動を展開していくうえでのヒントの一つであり、地域の実情に応じてこの考え方を活用または応用するなど、臨機応変に対応できるものになっています。

活動計画の全体像については、第4節にて図示しています。

スローガン

こころのひとりぼっちをなくそう

基本理念

あなたと私を大切にし、人と人と「つながり」を地域に広げるまちづくりを推進します。

重点課題

重点課題1 「地域のつながり・絆づくり」

- 1 年齢や障害に関係なく、すべての地域住民同士がつながり、支え合いながら、「役割を持って参加=社会参加」できる地域づくりを目指します。

重点課題2 「基盤づくり」

- 1 住民主体の地域福祉活動をすすめていくうえでの担い手育成を行います。
- 2 社会福祉施設等の地域公益活動や企業・大学等の社会貢献活動と連携しながら、住民主体の活動の充実を図ります。

重点課題3 「北部・中北部支援」

- 1 住民の北部・中北部の山間地域への関心・理解を深めます。
- 2 生活基盤の改善に向けた働きかけを行います。

重点課題4 「広報・啓発」

- 1 高齢者・障害のある方・子育て世帯や、支援が必要な社会的孤立状態にある方についての理解を深める機会をつくります。
- 2 必要な人に必要な福祉に関する情報を速やかに届けることができるよう努めます。

重点課題5 「災害に強い、安心・安全のまちづくり」

- 1 平常時より、災害関連における役割分担等について各種団体と協議し、いざというときに迅速に連携・協働できる体制を構築します。
- 2 災害ボランティアセンターの役割・機能についてより多くの住民に知ってもらい、「受援力」を高めましょう。

*区社協の重点課題(補完)

区社協重点課題

重点課題1 質の高い支援の展開

- 1 職員のスキルアップを図り、個別支援部門と地域支援部門が連携した住民本位の支援を展開します。
- 2 福祉施設等の地域公益活動や企業や大学の社会貢献活動と連携した活動を展開します。

重点課題2 円滑な法人の運営

- 1 より効果的な法人の体制を検討し、見直しを図ります。
- 2 持続可能な安定した財政を確保するための方策を検討し、見直しを図ります。

活動目標



だれもが顔の見えるつながりのある地域をつくるため、住民主体で見守り・居場所づくり等をすすめましょう。

☆ 地域住民一人ひとりが、自分のまちの福祉について考える機会やきっかけをつくる。

☆ 住民が幅広く交流できる機会をつくり、つながり合う。

☆ つながりから関係が深まり、困りごとや相談を受けられ、それらの解消に向けて行動できる関係を構築する(関係機関へのつなぎ、関係機関と連携した支え合い・助け合い)。

より充実した活動を推進するために、社会福祉施設や企業と連携しながら、必要な基盤整備をすすめましょう。

☆ 福祉のまちづくりについて関心のある住民とつながる。

☆ 福祉のまちづくりに関心のある住民に、地域の取組に参加してもらう。

☆ 福祉のまちづくりに関心のある住民の声を反映した取組を行う。

☆ 地域にある貢献活動を行っている施設・企業・学校等を把握する。

☆ 貢献活動を行っている施設・企業・学校等とつながる。

☆ 貢献活動を行っている施設・企業・学校等と協働して活動する。

高齢化と人口の減少がすすむ北部・中北部の山間地域のことを左京区民等が知るとともに、必要な支援を行いましょ。

☆ 区民をはじめとした住民が、北部・中北部の良いところや課題を知る機会をつくる。

☆ 北部・中北部地域以外に住む住民と北部・中北部地域の住民との交流を図り、つながりを作る。

☆ つながりを基盤に、北部・中北部の取組にさまざまな地域住民も参画する。

☆ 福祉サービス等の、区中心部地域との格差の解消について、住民全体で把握する。他の山間地域と連携する。

☆ 格差の解消に向けた協議を、住民主体のもと、関係機関や行政とともに進行。

☆ 格差を解消し、住民生活の利便性を図る。

地域住民の方へ福祉に関する知識の浸透、福祉・ボランティア活動への理解促進をはかりましょ。

☆ 住民一人ひとりに、福祉課題を知り、学び合う機会をつくる。

☆ 住民に理解を深め、どのような生活課題を抱える住民に対しても排除しない地域づくりを行う。

☆ 生活課題を抱える住民に対し、困りごと等について、関係機関等につなぐ。

☆ さまざまな広報媒体を活用できる人材を発掘し、参画してもらうことにより、広報・啓発を充実させる。

☆ 必要な情報が必要な人に届くよう、広報・啓発の方法を工夫する(例:個別訪問)。

☆ 個別訪問等による広報活動の中で、困りごと相談を受けられるようなことがあれば、関係機関へつなぐなどの対応を図る。

災害に強いまちづくりを推進するために、発災時に迅速に対応できるよう、平常時から備えましょ。

☆ 各種団体と連携し、災害に関する地域の課題を、住民全体で把握する機会をつくる。

☆ 各種団体や住民が集まって、さまざまな災害が発生した時の対応のあり方や減災に向けた平常時からできる取組、各種団体の役割分担について協議する。

☆ 災害対応についてのマニュアルを把握し、それに沿った訓練を行うとともに、マニュアルの検証を行う。

☆ 災害により被災した時の対応について、住民一人ひとりが考える機会をつくる。

☆ 被災した場合、復旧・復興の支援を行う災害ボランティアセンターの機能について知る機会をつくる。

☆ 復旧・復興に向けて、災害ボランティアセンターを活用できるよう、SOSを出せる力をつける(個人・地域)。

区社協活動目標

○各担当職員がお互いの業務を十分に理解し連携することで、担当業務の枠を超えた柔軟な支援・住民本位の質の高い支援を展開します。

○区・学区区社協の取組について、福祉施設や企業・大学等に積極的に周知し、さまざまな事業において連携・協働できる関係を構築します。

○法人の委員会等の体制をスリム化・効率化し、より効果的な法人運営に努めます。

○逼迫した法人の財政に鑑み、賛助会員の増強や新たな財政確保の方策を検討するとともに、効果的な助成制度のあり方について検討・見直します。

関連資料

- 左京区地域福祉活動計画 第Ⅳ期(学区版)
- 地域福祉活動計画策定・推進委員会委員

■ 左京区地域福祉活動計画 第Ⅳ期(学区版)

第Ⅳ期計画は、これまでに各学区が積み上げてこられた事業や活動・福祉の風土をより深めることを目的に、基本理念や重点課題、活動目標を設定しています。

特に、活動目標については、左京区全体として一定の方向性を持ちながらも、詳細については、各学区の地域の特性や組織体制、活動の状況をふまえた目標を設定することができます。

そのため、今回の計画では、各学区での活動目標を設定できる「学区版」を併せて付けました。

この「学区版」で、各学区の活動や取組等を振り返りながら、今後5年間の地域福祉活動のあり方を考えるツールとして活用していただくことができます。

活用にあたっては、下記の件についてご注意ください。

(1)表の空欄を埋めることが目的ではありません

学区でできていることや学区の強み、課題と思われること、今後もっと強化したいことなどを見つけるツールです。

(2)可能であれば、関係機関や他の団体との協働で考えてみましょう

近年、福祉の領域を超えた地域の生活課題が増加しています。社協だけでは解決が困難な課題も多くなってきています。また、これらの課題は、地域全体で考え、対応していくことがよりよいまちづくりにつながると考えられます。

各学区で振り返る際には、社協だけでなく、関係機関や各種地域団体との協働で進めることで、地域の強みや課題などが共有できるとともに、相互理解を深められる機会になることが期待されます。

この「学区版」の作成については必須のものではありませんが、できる範囲で活用していただければと考えています。

スローガン

こころのひとりぼっちをなくそう

基本理念

あなたと私を大切にし、人と人と「つながり」を地域に広げるまちづくりを推進します。

重点課題

重点課題1 「地域のつながり・絆づくり」

- 1 年齢や障害に関係なく、すべての地域住民同士がつながり、支えあいながら、「役割を持って参加=社会参加」できる地域づくりを目指します。

重点課題2 「基盤づくり」

- 1 住民主体の地域福祉活動をすすめていくうえでの担い手育成を行います。
- 2 社会福祉施設等の地域公益活動や企業・大学等の社会貢献活動と連携しながら、住民主体の活動の充実を図ります。

重点課題3 「北部・中北部支援」

- 1 住民の北部・中北部の山間地域への関心・理解を深めます。
- 2 生活基盤の改善に向けた働きかけを行います。

重点課題4 「広報・啓発」

- 1 高齢者・障害のある方・子育て世帯や、支援が必要な社会的孤立状態にある方についての理解を深める機会をつくります。
- 2 必要な人に必要な福祉に関する情報を速やかに届けることができるよう努めます。

重点課題5 「災害に強い、安心・安全のまちづくり」

- 1 平常時より、災害関連における役割分担等について各種団体と協議し、いざというときに迅速に連携・協働できる体制を構築します。
- 2 災害ボランティアセンターの役割・機能についてより多くの住民に知ってもらい、「受援力」を高めましょう。

*区社協の重点課題(補完)

区社協重点課題

重点課題1 質の高い支援の展開

- 1 職員のスキルアップを図り、個別支援部門と地域支援部門が連携した住民本位の支援を展開します。
- 2 福祉施設等の地域公益活動や企業や大学の社会貢献活動と連携した活動を展開します。

重点課題2 円滑な法人の運営

- 1 より効果的な法人の体制を検討し、見直しを図ります。
- 2 持続可能な安定した財政を確保するための方策を検討し、見直しを図ります。

活動目標



だれもが顔の見えるつながりのある地域をつくるため、住民主体で見守り・居場所づくり等をすすめましょう。

より充実した活動を推進するために、社会福祉施設や企業と連携しながら、必要な基盤整備をすすめましょう。

高齢化と人口の減少がすすむ北部・中北部の山間地域のことを左京区民等が知るとともに、必要な支援を行いましょう。

地域住民の方へ福祉に関する知識の浸透、福祉・ボランティア活動への理解促進をはかりましょう。

災害に強いまちづくりを推進するために、発災時に迅速に対応できるよう、平常時から備えましょう。

区社協活動目標

○各担当職員がお互いの業務を十分に理解し連携することで、担当業務の枠を超えた柔軟な支援・住民本位の質の高い支援を展開します。

○区・学区社協の取組について、福祉施設や企業・大学等に積極的に周知し、さまざまな事業において連携・協働できる関係を構築します。

○法人の委員会等の体制をスリム化・効率化し、より効果的な法人運営に努めます。

○逼迫した法人の財政に鑑み、賛助会員の増強や新たな財政確保の方策を検討するとともに、効果的な助成制度のあり方について検討・見直します。

■ 地域福祉活動計画策定・推進委員会 委員

敬称略

氏名	所属
波多野 辰次	岡崎学区社会福祉協議会
山田 榮一	吉田社会福祉協議会
椎村 悌知	下鴨学区社会福祉協議会
河島 安生	修学院第二学区社会福祉協議会
清水 正次	上高野学区社会福祉協議会
金田 光雄	岩倉北学区社会福祉協議会
橋本 靖弘	静原社会福祉協議会
(委員長) 岸野 亮淳	市原野社会福祉協議会
上田 捷男	花脊社会福祉協議会
矢野 武也	左京区民生児童委員会 *令和元年11月末まで
渡辺 直子	京都市高野児童館
伊佐 三千子	左京女性連絡協議会
川勝 秀一	左京医師会
風間 随成	左京保護司会
溝口 正夫	左京区役所健康福祉部
(副委員長) 金澤 誠一	佛教大学 社会学部

〔任期〕令和元年6月13日から令和3年6月に開催される定時評議員会の終結の時まで

左京区地域福祉活動計画 第Ⅳ期

社会福祉法人 京都市左京区社会福祉協議会

〒606-8103

京都市左京区高野西開町5番地 京都市左京合同福祉センター 3階

TEL.075-723-5666 FAX.075-723-5665

2020(令和2)年3月 発行

